

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第一部 (財)国際民商事法センター
平成19年度事業報告・平成20年度事業計画

第二部 2007年度「国際民商事法金沢セミナー」

第28号
2008年7月

目 次

第28号 2008年7月

＜第一部 第二十四回理事会・第二十二回評議員会＞

ご挨拶 会 長 宮原賢次	1
第二十四回理事会議事録	3
第二十二回評議員会議事録	8
平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録	19
監査報告書	39
平成20年度事業計画及び収支予算	40

＜第二部 2007年度「国際民商事法金沢セミナー」＞

講演1 中国における企業統治の現状と課題	55
一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 布井 千博	
講演2 アジア諸国の会社法制に関する諸問題	
～シンガポール・韓国の企業統治	68
名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文	

< 第 一 部 >

第二十四回 理 事 会

第二十二回 評議員会

第24回理事会・第22回評議員会

宮原会長挨拶



本日は当財団の第24回理事会及び第22回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

議事に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。当財団は1996年に設立以来、6期12年を経過し、13年目に入りました。おかげさまで、所期の目的に沿い法制度整備支援を中心として事業を発展させ、各事業ともほぼ順調に軌道に乗ってきております。これら事業の実施運営にあたりましては、法務省やJICAをはじめとする政府関係機関並びに当財団役員、会員企業、また学術関係者の皆様の絶大なご指導とご尽力のおかげであり、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

我が国とアジア及びその周辺諸国との経済関係は益々緊密化するとともに、相互依存の度合いも高まっており、アジアにおける共同市場経済圏が段階的に構築されつつある状況かと思えます。こうした中、アジア各国が共同の市場経済圏において相互に発展するためには、各国が自国の法制度やその運用システムの整備を推進し、法の支配の確立に努め、それにより国際的な投資環境や取引環境が安定したものとなることが不可欠であります。私はこれまでの法整備支援の活動を通じ、この流れの中で日本の果たす役割は益々大きなものになってきているとの認識を新たにしております。

さて、我が国のアジア諸国に対する民商事法分野での法整備支援事業も、本格的に始まって13年ほど経過しようとしており、その成果が表れてきているとともに、今後に向けて、課題も出てきている時期ではないかと思われます。当財団の事業の大きな柱はJICAのODAによる法整備支援事業であります。JICAには本年10月よりJBICの海外経済協力業務も統合され、JICAの役割は益々大きなものとなり、その中の法整備支援事業も重要な位置を占めていくものと確信しております。即ち日本政府としてはアジア諸国や中東地域からの要請を受け法整備支援事業を本格化すべく種々検討がなされているとうかがっております。そんな中、私ども財団も民商事法分野での法整備支援事業に携^{たずさ}わる我が国唯一の民間団体として、益々積極的に諸事業に取り組んでいきたいと考えている次第です。

さて、本日は役員関係の他、平成19年度事業報告、収支決算及び平成20年度事業計画、収支予算についてお諮^{はか}りします。詳細は議事資料及び後^{のち}ほどの事務局からの説明を参照いただきますが、私の立場から1～2触れたいと思います。お陰をもちまして財団は順調に事業を行っており、収支も健全に推移しております。皆様におかれましても、

どうか引き続き財団のPR及び会員の維持・増加についてご協力いただきますようお願いいたします。

次に今年度ですが、引き続きJICAよりカンボジア・ベトナム・インドネシア・中国に対する法整備支援事業の年度契約を受託し、部会運営等行ってまいります。JICAとの部会運営等の契約は従来特命随意契約として受注してまいりましたが、昨今の議論の中、本年度より公開になるプロポーザル方式に変更されましたが、財団はプロポーザルを提出し契約者として採択されたものであります。

また、JICA以外の事業としましては、財団と法務総合研究所との共催事業であります日中民商事法セミナー、日韓パートナーシップ研修等についても、内容を一層充実させ継続するとともに、研究事業としては株主代表訴訟に関する各国の比較研究を3年目最終年度として行っていただき、来年2月にはその成果発表の場としてシンポジウムを開催する予定であります。

また、財団の重要事業であります日中民商事法セミナーは昨年、第12回目は国家発展改革委員会より杜鵑副主任をお招きし、東京、大阪にて開催しましたが、今年度は北京で10月頃開催する予定であります。テーマは現在中国側にて検討いただいておりますが、本件実施にあたってはいつもながら皆さまのご協力を仰ぐことになろうかと思っておりますがよろしく願いいたします。

さて、当財団が第7期13年目に入るにあたり、本日は役員、特別顧問及び学術評議員の改選を審議いただきます。私としましては任期満了となります理事、評議員、監事、特別顧問及び学術評議員の方に再任をお願いしましたが、一部の方を除き再任又は交代による引き受けを予め承諾いただいております。再任、交代並びに新たに就任について内諾をいただいております当財団第7期2年間の役員、特別顧問及び学術評議員の候補は議案資料記載のとおりですので、よろしくご検討をお願いします。最後になりましたが、今回退任される役員・学術評議員の方々にはこれまでのご支援ご協力に対し、心から感謝の意を表したいと思います。

それでは、本日の議事についてご検討いただき審議のほどよろしくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第二十四回理事会議事録

- 1 開催日時 平成20年5月19日(月)16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事37人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 7人
代理人出席 27人
(他の理事を代理人とする者 23人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 4人)
書面による表決 3人

4 付議事項

- 第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件
第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件
第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
第4号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件
第5号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
第6号議案 平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第7号議案 平成20年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長原田明夫が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件は、原案通り全員一致をもって互選した。
- (3) 第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (4) 第4号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (5) 第5号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (6) 第6号議案 平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、木村榮作、川原卓郎両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成19年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。
次いで議長は、本議案を第二十二回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(7) 第7号議案 平成20年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第二十二回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成20年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 箕 康生
- 2 小杉 丈夫

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成20年5月19日

議長

原田 明夫 

議事録署名人

箕 康生 

議事録署名人

小杉 丈夫 

財団法人国際民商事法センター第24回理事会出席者

(7月14日順、敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
(株)I H I	相談役	伊藤 源嗣	議長宛委任状		
旭化成(株)	常任相談役	弓倉 礼一	議長宛委任状		
アサヒビール(株)	会 長	池田 弘一	議長宛委任状		
大阪ガス(株)	相談役	領木新一郎	代理出席	東京支社長	木全吉彦
関西電力(株)	顧 問	宮崎 勇	議長宛委任状		
KDDI (株)	副会長	天野 定功	本人出席		
(株)小松製作所	相談役・特別顧問	萩原 敏孝	議長宛委任状		
新日本製鐵(株)	会 長	三村 明夫	代理出席	総務部部长	佐久間総一郎
住友金属工業(株)	会 長	下妻 博	議長宛委任状		
住友商事(株)	相談役	宮原 賢次	本人出席		
住友電気工業(株)	相談役	川上 哲郎	議長宛委任状		
東京海上日動火災保険(株)	相談役	樋口 公啓	議長宛委任状		
東京電力(株)	顧 問	水谷 克己	議長宛委任状		
(株)東芝	会 長	岡村 正	議長宛委任状		
トヨタ自動車(株)	社 長	渡辺 捷昭	代理出席	法務部室長	藤井孝司
日本電気(株)	会 長	佐々木 元	議長宛委任状		
(株)NTT 東日本	東京中央社長	河野 悟	議長宛委任状		
日本郵船(株)	専務経営委員	杉浦 哲	書面表決		
(株)日立製作所	名誉顧問	熊谷 一雄	議長宛委任状		
松下電器産業(株)	会 長	中村 邦夫	議長宛委任状		
(株)みずほコーポレート銀行	常務執行役員	千葉 清一	書面表決		
三井物産(株)	会 長	大橋 信夫	議長宛委任状		
三菱重工業(株)	会 長	西岡 喬	議長宛委任状		
三菱商事(株)	会 長	佐々木幹夫	書面表決		
(株)三菱東京 UFJ 銀行	特別顧問	高垣 佑	議長宛委任状		

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	原田 明夫	本人出席
株式会社博報堂相談役	磯邊 律男	本人出席
日本公証人連合会顧問	箕 康生	本人出席
弁護士	加納 駿亮	議長宛委任状
弁護士	川口 富男	議長宛委任状
弁護士	小杉 丈夫	本人出席
弁護士	日野 正晴	議長宛委任状
(財)機械産業記念事業財団会長	福川 伸次	議長宛委任状
広島高検検事長	松永 榮治	代理人出席
財団法人台湾協会顧問	梁井 新一	議長宛委任状
弁護士	渡邊 悟朗	議長宛委任状
事務局長	小林 清則	本人出席

(代理 小貫芳信 法務総合研究所長)

監 事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	木村 榮作	本人出席
住友商事㈱常務執行役員	川原 卓郎	本人出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
トヨタ自動車㈱名誉会長	豊田 章一	欠 席
弁護士	三ヶ月 章	欠 席
弁護士	岡村 泰孝	本人出席

財団法人国際民商事法センター第二十四回理事会資料

平成20年5月19日(月)
午後4時30分より
於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

- | | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 第1号議案 | 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件 | [資料1] |
| 第2号議案 | 会長・理事長及び事務局長互選の件 | [資料2] |
| 第3号議案 | 任期満了に伴う特別顧問推薦の件 | [資料3] |
| 第4号議案 | 任期満了に伴う評議員推薦の件 | [資料4] |
| 第5号議案 | 任期満了に伴う学術評議員推薦の件 | [資料5] |
| 第6号議案 | 平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 | [資料6] |
| 第7号議案 | 平成20年度事業計画及び収支予算の件 | [資料7] |

注：「第6号議案平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成20年4月22日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

財団法人国際民商事法センター第二十二回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成20年5月19日(月)16時30分～17時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 34人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 6人
代理人出席 27人
(他の評議員を代理人とする者 25人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 2人)
書面による表決 1人

4 付議事項

- 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
第2号議案 平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第3号議案 平成20年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長原田明夫から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 会長による理事及び監事委嘱の件は、原案通り委嘱することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (3) 第3号議案 平成20年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。

- 1 稲葉 一生
- 2 河内 悠紀

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成20年5月19日

議長

前田 宏

議事録署名人

稲葉 一生

議事録署名人

河内 悠紀

財団法人国際民商事法センター第23回評議員会出席者

(7月11日順、敬称略)

評議員会社

会 社 名	評 議 員			代理人出席者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
伊藤忠商事(株)	社 長	小林 栄三	議長宛委任状		
川崎重工業(株)	会 長	田崎 雅元	議長宛委任状		
サントリー(株)	会長兼社長	佐治 信忠	代理出席	取締役	品治 利典
(株)商船三井	会 長	鈴木 邦雄	議長宛委任状		
住友化学(株)	特別顧問	諸石 光熙	書面表決		
ソニー(株)	法務・コンプライアンス部門長	堀井 啓祐	議長宛委任状		
大成建設(株)	相談役	山本 兵蔵	議長宛委任状		
(株)大和証券グループ本社	副会長	清田 瞭	欠 席		
東京ガス(株)	社 長	鳥原 光憲	議長宛委任状		
(株)日本航空	社 長	西松 遙	議長宛委任状		
日本生命保険(相)	副社長	脇 英太郎	議長宛委任状		
野村ホールディングス(株)	会 長	氏家 純一	議長宛委任状		
富士通(株)	社 長	黒川 博昭	議長宛委任状		
丸紅(株)	会 長	辻 亨	議長宛委任状		
三井住友海上火災保険(株)	シニアアドバイザー	植村 裕之	議長宛委任状		
(株)三井住友銀行	名誉顧問	森川 敏雄	議長宛委任状		
三菱電機(株)	相談役	谷口 一郎	議長宛委任状		

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
明治大学法科大学院長	青山 善充	本人出席
弁護士	石川 正	議長宛委任状
法務総合研究所国際協力部長	稲葉 一生	本人出席
最高検検事	岩橋 義明	代理出席
同志社大学法科大学院特別客員教授	奥田 昌道	議長宛委任状
弁護士	小野 昌延	議長宛委任状
弁護士	河内 悠紀	本人出席
兵庫県立大学学長	熊谷 信昭	議長宛委任状
駿河台大学学長	竹下 守夫	議長宛委任状
弁護士	土肥 孝治	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
大阪大学名誉教授	中野貞一郎	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	本人出席
弁護士	野田 愛子	議長宛委任状
公証人	本江 威憲	議長宛委任状
弁護士	前田 宏	本人出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
名古屋大学名誉教授	森寫 昭夫	本人出席

(代理 小島吉晴 総務企画部長)

財団法人国際民商事法センター第二十二回評議員会資料

平成20年5月19日(月)
午後4時30分より
於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件 [資料1]

第2号議案 平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件 [資料2]

第3号議案 平成20年度事業計画及び収支予算の件 [資料3]

注1：第2号及び第3号議案は、寄附行為第26条第6項にもとづき、理事長から評議員会への諮問に応じ、評議員会として必要な事項を審議し助言を行うものです。

注2：「第2号議案平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成20年4月22日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

理 事 会：第 1 号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件 [資料 1]

評議員会：第 1 号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件 [資料 2]

(1) 理事候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	天野 定功	KDDI株式会社副会長
再任	池田 弘一	アサヒビール株式会社会長
再任	磯邊 律男	株式会社博報堂相談役(元国税庁長官)
再任	伊藤 源嗣	株式会社 I H I 相談役
再任	大橋 信夫	三井物産株式会社会長
再任	岡村 正	株式会社東芝会長
新任/交代	岡山 紀男	住友電気工業株式会社会長
新任/交代	小貫 芳信	法務総合研究所長
再任	寛 康生	日本公証人連合会顧問(元東京高裁部総括判事)
再任	加納 駿亮	弁護士(大阪弁護士会所属・元福岡高検検事長)
再任	川口 富男	弁護士(大阪弁護士会所属・元高松高裁長官)
新任/交代	葛岡 利明	株式会社日立製作所執行役常務
新任/交代	上坂 清	日本電信電話株式会社取締役総務部門長
再任	小杉 丈夫	弁護士(東京弁護士会所属・元釧路地方家庭裁判所判事補)
再任	小林 清則	住友商事株式会社嘱託
再任	佐々木 元	日本電気株式会社会長
新任/交代	佐藤 信昭	弁護士(大阪弁護士会所属・元大阪地検検事正)
再任	下妻 博	住友金属工業株式会社会長
再任	杉浦 哲	日本郵船株式会社代表取締役専務経営委員
再任	高垣 佑	株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問
再任	千葉 清一	株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員

新任/交代	佃 和夫	三菱重工業株式会社社長
新任/交代	鼓 紀男	東京電力株式会社副社長
再任	中村 邦夫	松下電器産業株式会社社長
再任	萩原 敏孝	株式会社小松製作所相談役・特別顧問
再任	原田 明夫	弁護士(第一東京弁護士会所属)・元検事総長
再任	樋口 公啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役
再任	日野 正晴	弁護士(第一東京弁護士会所属)・元金融庁長官
再任	福川 伸次	財団法人機械産業記念事業財団会長(元通産省事務次官)
新任/交代	松木 和道	三菱商事株式会社理事
再任	宮崎 勇	関西電力株式会社顧問
再任	宮原 賢次	住友商事株式会社相談役
新任/交代	宗岡 正二	新日本製鐵株式会社社長
再任	梁井 新一	財団法人台湾協会顧問(元韓国大使)
再任	弓倉 礼一	旭化成株式会社常任相談役
再任	領木 新一郎	大阪ガス株式会社相談役
再任	渡辺 捷昭	トヨタ自動車株式会社社長

(2) 監事候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	川原 卓郎	住友商事株式会社常務執行役員
新任/交代	本江 威蔵	公証人(銀座公証役場所属)・元最高検公判部長)

理事会：第2号議案 会長・理事長及び事務局長互選の件

[資料2]

新任/再任

氏 名

再任 会 長 候 補 宮 原 賢 次

再任 理 事 長 候 補 原 田 明 夫

再任 事 務 局 長 候 補 小 林 清 則

理事会：第3号議案 任期满了に伴う特別顧問推薦の件

[資料3]

特別顧問候補

新任/再任 氏 名

現 職

再任 豊 田 章 一 郎 トヨタ自動車株式会社名誉会長

再任 三 ヶ 月 章 弁護士(第一東京弁護士会所属)

(1) 評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	青山 善充	明治大学法科大学院長
再任	石川 正	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	稲葉 一生	法務総合研究所国際協力部長
再任	植村 裕之	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
再任	氏家 純一	野村ホールディングス株式会社社長
再任	奥田 昌道	京都大学名誉教授（元最高裁判事）
新任/交代	小島 吉晴	法務総合研究所総務企画部長
再任	小野 昌延	弁護士（大阪弁護士会所属）
新任/交代	勝俣 宣夫	丸紅株式会社社長
再任	河内 悠紀	弁護士（第一東京弁護士会所属・元大阪高検検事長）
新任/交代	木村 榮作	弁護士（第一東京弁護士会所属・元大阪高検検事長）
再任	熊谷 信昭	兵庫県立大学学長
再任	黒川 博昭	富士通株式会社社長
新任/交代	小泉 淑子	弁護士（第二東京弁護士会所属）
再任	佐治 信忠	サントリー株式会社社長兼社長
再任	鈴木 邦雄	株式会社商船三井会長
再任	竹下 守夫	駿河台大学総長
再任	田崎 雅元	川崎重工業株式会社社長
再任	谷口 一郎	三菱電機株式会社相談役
再任	土肥 孝治	弁護士（大阪弁護士会所属・元検事総長）

再任	鳥原 光憲	東京ガス株式会社社長
再任	長島 安治	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	中野 貞一郎	大阪大学名誉教授
再任	西 迪雄	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	西松 遙	株式会社日本航空社長
再任	堀井 啓祐	ソニー株式会社法務・コンプライアンス部門部門長
再任	前田 宏	弁護士（第二東京弁護士会所属・元検事総長）
再任	本林 徹	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	森川 敏雄	株式会社三井住友銀行名誉顧問
再任	森脇 昭夫	特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長
再任	山本 兵蔵	大成建設株式会社相談役
新任/交代	吉留 真	大和証券エスエムビーシー株式会社社長
新任/交代	和田 俊介	日本生命保険相互会社専務執行役員
新任/交代	渡邊 康平	伊藤忠商事株式会社副社長

(1) 学術評議員候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	池田 辰夫	大阪大学大学院高等司法研究科教授
再任	生駒 啓	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	奥島 孝康	早稲田大学学事顧問法学部教授
再任	梶谷 玄	弁護士（第一東京弁護士会所属）
再任	柏木 昇	中央大学法科大学院教授
再任	川又 良也	京都大学名誉教授
再任	北川 善太郎	名城大学教授
再任	小島 武司	桐蔭横浜大学法学部長
再任	志村 治美	立命館大学名誉教授
再任	曾野 和明	北海道大学名誉教授
再任	中村 雅臣	公証人（上六公証役場所属）
再任	野村 好弘	明治学院大学教授
再任	原 清	弁護士（大阪弁護士会所属）
再任	星野 英一	東京大学名誉教授
再任	前田 庸	学習院大学名誉教授
再任	柳田 幸男	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	矢吹 公敏	弁護士（東京弁護士会所属）
再任	湯浅 道男	愛知学院大学大学院法科学研究科長

理事会資料：第6号議案

[資料6]

評議員会資料：第2号議案

[資料2]

平成19年度事業報告書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

1 役員会の開催

(1) 第二十三回理事会

第二十三回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成19年5月21日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事36名

(本人出席8名、代理人出席20名、書面による表決権行使者8名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

- 議 案： 第一号議案 理事推薦の件
第二号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
第三号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
第四号議案 平成18年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第五号議案 平成19年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉丈夫
2. 松永榮治

(2) 第二十一回評議員会

第二十一回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成19年5月21日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員35名

(本人出席8名、代理人出席25名、書面による表決権行使者2名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号及び第三号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

- 議 案： 第一号議案 会長による理事委嘱承認の件
第二号議案 平成18年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成19年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 岩橋義明
2. 野田愛子

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成19年5月21日付でそれぞれの役職を委嘱した。

2 法整備支援受託事業

(1) ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

第27回ベトナム（国家賠償法起草支援）研修

期 間： 平成19年11月20日～11月29日（10日間）

場 所： JICA東京国際センター及び法務総合研究所（東京）

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として、本プロジェクトが対象とする国家賠償法起草支援を行うため、その関係者を日本へ招へいして実施したものである。

研修では、ベトナム側が作成した国家賠償法ドラフト第4次草案に対して、ベトナム民法共同研究会委員による集中的なコメントとベトナム研修員との討議によるドラフト案の改善を行い、さらに、ベトナム研修員の知見を深め、国家賠償法草案の作成に役立てることを目的として、我が国における国家賠償法、刑事補償法及び被疑者補償規程の実務の体制や運用について、講義や関係機関訪問を実施した。

研修員：10名

ズオン・ダン・フェ	司法省民事経済法局局長
ズオン・ティ・タイン・マイ	司法省司法科学研究所所長
マイ・アイン・トン	最高人民検察院第一局（経済捜査監督）副局長
ゴー・フー・ロイ	財務省法務局副局長
ゴー・チュン・タイン	国会事務局法務部法律専門官
ホアン・ティ・トゥイ・ハン	司法省民事経済法局上席法律専門官
ルオン・ドック・トゥアン	司法省民事経済法局法律専門官
ヴ・フイ・カイン	公安省法律局法律専門官
カオ・スアン・トゥイ	司法省人事局法律専門官
グエン・ティ・ゴック・ビク	司法省民事経済法局法律専門官

(2) ベトナム法制度整備

国際協力機構とベトナム司法省他のベトナム法・司法制度改革支援4ヶ年プロジェクトは平成19年4月からスタートし平成22年度が最終年度となっている。

プロジェクトの主要内容

「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関（裁判所、検察庁、弁護士会）及び司法補助機関（戸籍、不動産登記、公証に係る機関）の能力の改善に向けた取組を行う。起草支援としては、平成19年11月の国会にて決定された立法スケジュールを踏まえ、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

当年度は民法共同研究会（委員長 森島昭夫日本気候政策センター理事長 委員7名）が研究会を5回開催し、裁判実務改善研究会（委員長 井関正裕弁護士、平成19年11月以降 村上敬一弁護士 委員2名）が7回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもと、長期派遣専門家や短期専門家の派遣により現地セミナーやワークショップが適宜実施された。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3) カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

第3回カンボジア法曹養成支援研修

期 間： 平成19年7月9日～7月20日（12日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪/東京）及びJICA東京国際センター

研修内容： カンボジアにおいては、平成14年、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関として王立司法官職養成校が設立され、平成15年から研修が行われている。法務省は、養成校からの我が国に対する支援要請を受け、養成校において、我が国が起草を支援している民法・民事訴訟法両草案に基づく民事裁判教育が行われることを目指し、カリキュラム策定、教材作成及び指導方法の改善等に資する支援を行っている。本研修は、一昨年度及び昨年度に次ぐもので、法曹養成研究会及び起草支援を担当されている民事訴訟法作業部会の委員の参加・協力を得て、研修員に新民事訴訟法の理解を深めさせるため、理論面及び実務面の講義などを実施した。また、模擬記録作成に役立てるべく口頭弁論や判決についての模擬裁判を実施した。

研修員：16名

イン・ヴァンビボル コンボンチュナン州裁判所判事

チャン・シナ プノンペン市裁判所判事

セム・サコラ	カンダル州裁判所判事
ユー・ブンナー	カンダル州裁判所判事
タン・スンライ	シアヌークビル市裁判所判事
プラン・サムナン	シアヌークビル市裁判所判事
セン・ニエン	カンボット州裁判所判事
トウィット・タリット	司法省民事局長
サー・プムラー	司法省民事局次長
カエウ・セター	司法省民事局次長
パン・チャンリー	司法省アジア部門担当部門長
セン・プティー	司法省ヒー・ソピア次官秘書
イム・サリー	弁護士養成校・法律クリニック長
イット・プーム	弁護士（カンボジア法律援助会）
ヌオン・ソッチェア	弁護士（法律教育センター）
セン・ソキム	弁護士（法律教育センター）

(4) カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡した後も支援事業は必要に応じ継続してきたが、カンボジア政府内の混乱もあり、同国に対する法整備支援契約フェーズ2（3ヶ年契約）は平成16年4月に締結され、その後1年延長され平成20年3月までとなった。そして、民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行（適用は平成19年7月）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

フェーズ2主要支援内容

・民法・民訴法の立法成立までの支援継続

①民法、同施行法令及び付属法令（供託法、戸籍法等）及び②民訴法、同施行法令及び付属法令（執行官法、人事訴訟法等）の法案審議・立法化のための指導協力

上記①、②について当年度は民法作業部会（委員長 森嶋昭夫日本気候政策センター理事長）を6回及び民訴法作業部会（委員長 竹下守夫駿河台大学総長）を5回継続実施していただいた。

・法曹養成機関（王立司法官職養成校）に対する支援

平成17年4月より実施されているカンボジア法曹養成共同研究会（大阪・東京委員8名）は当年度は4回研究会が開催された。

上記のほか、JICA-Netを使用した遠隔セミナーを5回（法曹養成共同研究会2回、民訴法作業部会3回）実施した。

当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

(5) ウズベキスタン法整備支援研修 (ウズベキスタン研修)

ウズベキスタン法整備支援研修 (倒産法注釈書プロジェクト)

期 間：平成19年8月31日～9月6日 (7日間)

場 所：法務総合研究所国際協力部 (大阪)

研修内容：ウズベキスタン共和国の市場経済移行に伴う法制度整備のための国別特設研修は平成14年にスタートし、5ヶ年間実施する計画で進められている。当年度は平成17年度より実施されている倒産法注釈書作成支援プロジェクトの終了を9月に控え、研修員に加え同国の専門家3名を招へいして日本側支援委員会の先生方とともに公開セミナー、意見交換会等を実施し残された問題点について検討を実施した。

研修員：2名

ソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチ	フェルガナ州経済裁判所長
プラトフ・バハディル・ウトウクロヴィッチ	非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会 倒産企業清算管財人監督部長

(6) ウズベキスタン法制度整備

平成14年からの5カ年計画での本邦研修に加え、平成17年度より最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが本格的に開始された。日本側の支援組織であるウズベキスタン倒産法注釈書作成支援委員会 (大阪、委員長 池田辰夫大阪大学大学院高等司法研究科教授 委員4人) による部会は、当年度に2回実施された。倒産法注釈書は平成19年3月に完成し、ウズベキスタン側に手交された。

(7) 国際民商事法研修

平成19年度の研修は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4ヶ国からの計11名に、日本人研修員4名が加わり、合計15名により以下の通り実施された。

2007年度国際民商事法研修

期 間：平成20年2月4日～3月7日 (5週間)

場 所：法務総合研究所国際協力部 (大阪)、JICA大阪国際センター (大阪) 及び法務総合研究所 (東京)

研修内容：主要課題「海外投資を取り巻く法的枠組み－コーポレート・ガバナンス」研修の内容としては、研修員が海外投資誘致に関連する企業法・投資法等の関連法制度の企画立案及び運用に当たり、関係する省庁の職員、法律実務家として、考慮すべきコーポレート・ガバナンスに関する諸問題についての知識及び能力の獲得を図るために、各種講義や演習等を実施した。

また、海外研修員は、研修開始前にクエスチョネアに対する回答書を提出し、研修開始後にカントリーレポートを発表することで、自国の法制度に関する理解を深め、参加各国の現状及び問題点をより掘り下げて把握し、さらにカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム各国並びに日本の法制度について比較法的観点からも必要な知識を得ることができた。

研修員はパナソニック株式会社を訪問し、海外進出企業としてコーポレート・ガバナンスの観点から留意している事項について具体的な話を聞かせてもらい、また、金沢では三谷産業株式会社を訪問し中小企業におけるCSR活動について講義を受け又石川国際民商事法センター主催(当財団、法総研後援)のセミナーにも参加した。

研修員：15名

(カンボジア)

シン・サラット

司法省国際関係局次長

ソータ・ソータン

カンボジア商工会議所情報部長

(ラオス)

センアボン・センパイワン

計画投資省投資促進局法務課専門官

バサート・ブー・ニャン

司法省法律普及局法律専門官

ティパウォン・カムボン

司法省判決執行局次長

(ミャンマー)

ティ・ティ・シュエ

法務長官官房訟務部専門官

エ・ミ・サン

国家計画経済開発省投資企業管理局専門官

キン・ソー・ソー・リン

東ヤンゴン大学法学部助教授

(ベトナム)

レ・バ・ゴック

通商産業省法務局法律専門官

カオ・ダン・ヴィン

司法省民事経済法規局法律専門官

ド・ヴァン・ス

計画投資省専門官

(日本)

吉武 寛

住友電気工業㈱国際法務部

志賀 勝

名古屋地方裁判所判事補

望月 亜紀

高知地方検察庁検事

松本 真

法務省民事局付

(8) インドネシア和解・調停制度強化支援研修(インドネシア研修)

期 間：平成19年10月23日～11月2日(2週間)

場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)、JICA大阪国際センター

研修内容：昨年度の本邦研修の成果としてインドネシア最高裁判事らを中心とす

る研修員らが和解・調停に関する政策提言書案を作成し、それに基づきJICA事前評価調査団が派遣され、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が平成19年3月から2年間の予定で開始されることになった。

本研修は日本の実務を示し「和解・調停」制度についてより具体的で深い知識を与え、インドネシア側にて更なる改正案が取りまとめられることを目的として実施された。

研修員：12名

アンディ・サムサン・ガンロ	南ジャカルタ地方裁判所長
イグスティー・アグン・スマナタ	最高裁司法研修所事務局長
ムルティニンディア・エリ・マリアニ	中央ジャカルタ地方裁判所判事
アルタ・テレシア・シララヒ	南ジャカルタ地方裁判所判事
ディア・スラストゥリ・デウィ	バンドゥン地方裁判所判事
ダルモノ・クルニア・ヤニ	スマラン地方裁判所判事
アルベルト・ホー・ルスマナ	最高裁副長官付調査官
タクディル・ラーマディ	I I C T (調停人認証機関) 研究員
フィルマンシャ (フィルマン)	弁護士
タヒール・ムサルットフィ・ヤジッド	弁護士
アーマド・ファーミ・シャハブ	PMN (調停人認証機関) の長
アブドゥル・シュクル・ファタヒラ	I I C T (調停人認証機関) の長

(9) インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

インドネシア司法関係者に対する本邦研修は平成14年度からスタートし、諸法律やその運用制度全般について日本との比較を軸にセミナーを実施、2年間の実施内容をもとに、インドネシアにおいて今後改善が最も望まれている分野として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営」を基調テーマとして、平成16年度から3カ年計画でセミナーを行い民事紛争解決制度の効率化に向けて政策提言書が作成された。それに基づきJICA事前評価調査団が派遣され、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が平成19年3月から2年間の予定で開始されることになった。

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

アドバイザーグループ（草野芳郎学習院大学法学部法科大学院教授他）会合が5回開催された。

(10) 中国研修

「中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」の一環として本プロジェクトが対象とする2法案のうち、民事訴訟法改正案の整備を支援するため、その関係者を日本に

招聘し研修が実施された。

期 間： 平成19年11月13日～11月20日
場 所： 法務総合研究所（東京）、JICA東京国際センター

研修内容： 本研修では、中国政府立法担当者及び立法に意見を言う立場の裁判官らが日本の民事訴訟法及びその関係法令（民事執行法、民事保全法等）に関する法改正経緯とその裁判実務的背景・改正による効果等を理解することを目的として、日本の民事訴訟法の専門家・法曹関係者による民事訴訟法改正経緯等についての講義、裁判所への訪問、意見交換等を行った。

研修員： 8名

扈 紀華	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任
何 山	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室助理巡視員
李 文閣	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室処長
段 京連	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員
蘇 金恵	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会法規備案審査室副処長
孫 忠志	最高人民法院執行工作弁公室副主任・審判員
林 文学	最高人民法院研究室裁判官
孫 祥壯	最高人民法院審判監督庭助理審判員

(11) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年3月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが開始された。

委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授

委 員 11人

平成19年度は研究会を1回開催。

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第9回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題

韓国大法院及び日本法務省の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修は当年度第9回を迎え、個別テーマについてより内容の深い研究が行われ、この研究の成果は両国関係機関にとり極めて貴重な資料となっている。当財団は本研修の日本側共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を行っている。

日本セッション 平成19年6月11日～6月21日東京
韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、6月19日総括発表として韓国研修員による発表会開催。

韓国セッション 平成19年10月22日～11月1日ソウル
日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後11月1日帰国報告会を実施。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は「中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響」及び「中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの」をテーマとして取り上げた。

今回は日本での7回目の開催となり、中国側の講師として国家発展改革委員会より張治峰法規司処長、全人代法制工作委员会より陳佳林民法室処長にお出でいただき、中国政府それぞれの立場から両テーマにつき現状と問題点などをご紹介いただいた。何れも日本企業の中国での事業展開にとって重要な基本法であり有意義な最新の情報をお聞きすることができた。

第12回日中民商事法セミナー(東京)

日 時： 平成19年9月20日13:00～17:20
場 所： J E T R O 9 B C D会議室(アーク森ビル9階)
主 催： 日本側 当財団、法務総合研究所、J E T R O
中国側 国务院国家発展改革委員会
開会挨拶： 宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長
杜 鷹 国家発展改革委員会副主任
松永榮治 法務総合研究所長・当財団理事
塚本 弘 J E T R O副理事長

牛 建国 中国大使館参事官

総合司会： 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

中国側司会：任 瓏 國務院国家發展改革委員会法規司司長

講演Ⅰ：演題： 中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響

講師： 張治峰 國務院国家發展改革委員会法規司処長

日本側コメント・討論・会議質疑

コメンター： 射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所弁護士・当財団学術評議員

講演Ⅱ：演題： 中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの

講師：陳佳林 全人代法制工作委员会民法室処長

日本側コメント・討論・会議質疑

コメンター： 松島 洋 龍土綜合法律事務所弁護士・当財団学術評議員

挨拶： 任 瓏 国家發展改革委員会法規司司長

総括： 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

第12回日中民商事法セミナー（大阪）

日時： 平成19年9月21日13:00～17:20

場所： 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室（法務総合研究所国際協力部）

開会挨拶： 原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

杜 鷹 國務院国家發展改革委員会副主任

稲葉一生 法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員

岩崎正博 J E T R O大阪本部次長

総合司会： 田中嘉寿子法務総合研究所国際協力部教官

中国側司会：李国華 國務院国家發展改革委員会外事司副司長

講演Ⅰ：演題： 中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響

講師：張治峰 國務院国家發展改革委員会法規司処長

日本側コメント・討論・会議質疑

コメンター： 村上幸隆 土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院法務研究科教授

講演Ⅱ：演題： 中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの

講師：陳佳林 全人代法制工作委员会民法室処長

日本側コメント・討論・会議質疑

コメンター： 栗津光世 栗津法律事務所弁護士

挨拶： 李国華 國務院国家發展改革委員会外事司副司長

総括： 村上幸隆 土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院法務研究科教授

(2) アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

当財団は法務総合研究所とともに平成18年4月より3年間の予定でアジア株主代表訴訟研究会にてアジアでの株主代表訴訟制度につき比較法制研究をしてきたが、その中間報告として海外より専門家を招聘し、日本側研究会委員を交えて各国情況の発表及び討論の場としてセミナーを開催した。

日 時：平成20年2月18日14:00～17:30

場 所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室（法務総合研究所国際協力部）

テーマ： アジア株主代表訴訟セミナー ～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情

主 催：法務総合研究所、当財団

主催者挨拶： 小貫芳信 法務総合研究所長

原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

海外招聘者による発表

1. 「中国における株主代表訴訟の現状及び問題点」

国浩律師集団事務所律師（弁護士）宣偉華

日本側コメント

関西学院大学法学部教授・弁護士 伊勢田道仁

2. 「韓国の株主代表訴訟の概要と歴史」

建国大学校法科大学教授 権鍾浩

日本側コメント

住友商事株式会社関西ブロック総括部法務チーム長 森川 茂

3. 「シンガポールにおける株主代表訴訟」

シンガポール国立大学法学部准教授 Ewing-Chow Michael

日本側コメント

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東正文

4. 「株主代表訴訟と投資家団体訴訟」

～台湾における株主訴訟の歴史と現在を中心に～

中興大学財政経済法律学部教授 廖大穎

日本側コメント

同志社大学大学院司法研究科教授 川口恭弘

5. 総括 神戸大学大学院法学研究科教授 近藤光男

(3) 他団体との共催事業

法整備支援連絡会への協力、石川国際民商事法センター主催による金沢シンポジウムへの後援、参加等。

5 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成18年4月より新たに「株主代表訴訟」をテーマとして研究会を立ち上げ、平成21年3月までの3ヶ年の予定で研究を開始している。2年目の平成19年度は対象国関係者よりのヒアリングを中心に研究会を実施した。

名 称	株主代表訴訟研究会
主 催	法務総合研究所国際協力部、当財団
後 援	JETRO
期 間	平成18年4月～平成21年3月(3年プロジェクト)
研究対象国・地域	中国、韓国、シンガポール、台湾
座 長	近藤 光男 神戸大学教授
委 員	川口 恭弘 同志社大学法学部教授 伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士 中東 正文 名古屋大学大学院法学研究科教授 池田 裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 森川 茂 住友商事株式会社関西ブロック総括部法務チーム長 稲葉 一生 法務総合研究所国際協力部長 伊藤 隆 法務総合研究所国際協力部教官

平成19年度における研究会開催 場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室

第6回研究会	平成19年4月19日
第7回研究会	平成19年5月31日
第8回研究会	平成19年7月6日
第9回研究会	平成19年9月26日
第10回研究会	平成19年10月16日
第11回研究会	平成19年12月4日
第12回研究会	平成20年1月22日
第13回研究会	平成20年3月27日

(2) 海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3) 資料収集配布等

本年度は特段の配布物はなかった。

6 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

第26号 平成19年7月発行

平成18年度事業報告、平成19年度事業計画

(財)国際民商事法センター設立10周年記念式典・記念講演会

第27号 平成19年12月発行

第12回日中民商事法セミナー特集

(2) "ICCLC NEWS LETTER"発行

第25号 平成19年11月発行

第11回国際民商事法金沢セミナー

1 会社法の概要と組織再編行為

2 中小企業による会社法の活用

(3) パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。

収 支 計 算 書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	40,000	192,458	△ 152,458
2 会費収入	32,000,000	31,700,000	300,000
3 法整備支援受託事業収入	58,700,000	51,762,064	6,937,936
4 雑収入	0	107,713	△ 107,713
当期収入合計(A)	90,740,000	83,762,235	6,977,765
前期繰越収支差額	27,529,913	27,529,913	0
収入合計(B)	118,269,913	111,292,148	6,977,765
II 支出の部			
1 事業費			
法整備支援受託事業費	61,700,000	52,021,370	9,678,630
その他法整備支援事業費	2,000,000	1,346,983	653,017
シンポジウム等運営事業費	9,500,000	9,148,529	351,471
調査研究事業費	5,000,000	2,469,037	2,530,963
広報事業費	1,500,000	2,029,440	△ 529,440
事業費計	79,700,000	67,015,359	12,684,641
2 管理費			
会議費	500,000	320,638	179,362
事務管理費	3,400,000	3,418,525	△ 18,525
賃借料	6,100,000	6,009,696	90,304
人件費	5,000,000	4,380,026	619,974
管理費計	15,000,000	14,128,885	871,115
3 固定資産関係費	500,000	158,068	341,932
4 予備費	500,000	0	500,000
当期支出合計(C)	95,700,000	81,302,312	14,397,688
当期収支差額(A)-(C)	△ 4,960,000	2,459,923	△ 7,419,923
次期繰越収支差額(B)-(C)	22,569,913	29,989,836	△ 7,419,923

正味財産増減計算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収入	192,458		
② 会費収入	31,700,000		
③ 法整備支援受託事業収入	51,762,064		
④ 雑収入(受取利息)	107,713		
合 計		83,762,235	83,762,235
(2) 経常費用			
① 事業費			
法整備支援受託事業費	52,021,370		
その他法整備支援事業費	1,346,983		
シンポジウム等運営事業費	9,148,529		
調査研究事業費	2,469,037		
広報事業費	2,029,440		
		67,015,359	
② 管理費			
会議費	320,638		
事務管理費	3,418,525		
賃借料	6,009,696		
人件費	4,380,026		
減価償却費	425,269		
		14,554,154	
合 計			81,569,513
当期正味財産増加額			2,192,722
前期繰越正味財産額			82,536,930
期末正味財産合計額			84,729,652

貸 借 対 照 表
平成20年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1)現金	205,617		
(2)銀行預金	16,179,189		
(3)有価証券	10,414,557		
(4)仮払金	14,820		
(5)未収金	3,976,966		
流動資産合計		30,791,149	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	42,500,000		
投資有価証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1)建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△ 666,749		
(2)器具備品	2,985,183		
減価償却累計額	△ 2,311,015		
(3)電話加入権	301,392		
(4)差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,739,816		
固定資産合計		54,739,816	
資産合計			85,530,965
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	798,813		
預かり金	2,500		
流動負債合計		801,313	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			801,313
III 正味財産の部			
正味財産			84,729,652
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(2,192,722)
負債及び正味財産合計			85,530,965

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法

なお主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物付属設備 15年

器具備品 4～15年

(追加情報)

当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。当該変更に伴う正味財産増減額に与える影響は軽微であります。

(3) リース取引の処理用法

リース物権の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産の増減及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	42,500,000	—	—	42,500,000
投資有価証券	7,500,000	—	—	7,500,000
合 計	50,000,000	—	—	50,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
定期預金	42,500,000	(42,500,000)	—	—
投資有価証券	7,500,000	(7,500,000)	—	—
合 計	50,000,000	(50,000,000)	—	—

財 産 目 録
平成20年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	205,617		
普通預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	15,014,635		
みずほ銀行 丸の内中央支店	180,826		
三井住友銀行 日比谷通支店	120,868		
三菱東京UFJ銀行 東京営業部	123,161		
住友信託銀行 東京営業部	739,699		
有価証券中国ファンド大和証券	220,339		
有価証券MMF大和証券	10,194,218		
未収受託事業収入 国際協力機構	3,976,966		
仮払金	14,820		
流動資産合計		30,791,149	
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	10,000,000		
みずほ銀行 丸の内中央支店	10,000,000		
三井住友銀行 日比谷通支店	7,500,000		
三菱東京UFJ銀行 東京営業部	7,500,000		
住友信託銀行 東京営業部	7,500,000		
有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2)その他の固定資産			
建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△ 666,749		
器具備品	2,985,183		
減価償却累計額	△ 2,311,015		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	4,739,816		
固定資産合計		54,739,816	
資産合計			85,530,965
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・委託費等	798,813		
預かり金 源泉徴収税	2,500		
流動負債合計		801,313	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			801,313
正味財産			84,729,652

収支計算書内訳(参考)

予算:平成19年度予算 決算:平成19年度決算

(単位:千円)

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(予算)50,000×0.03%(定期預金)=15 (決算)50,000×0.38%(定期預金)=192		
2会費収入 (年会費1口200千円)	予 算		決 算
理事・評議員会社	18,400(42社、92口)	18,200(42社、91口)	
一般会社	13,600(64社、68口)	13,500(63社、67.5口)	
計	32,000(106社、160口)	31,700(105社、158.5口)	
3法整備支援受託事業収入	予 算		決 算
ベトナム研修	1,500	1,505	
ベトナム法制度整備	5,200	2,905	
カンボジア研修	3,000	1,619	
カンボジア法制度整備	13,000	14,916	
ウズベキスタン研修	1,000	475	
ウズベキスタン法制度整備	5,000	4,411	
国際民商事法研修	3,000	2,162	
インドネシア研修	1,000	1,364	
その他諸国(ラオス等)法制度整備	25,000	21,042	
中国研修	1,000	1,363	
計	58,700	51,762	
4雑収入	予 算		決 算
普通財産運用収入	0	108	
II 支出の部			
1事業費	予 算		決 算
法整備支援受託事業費	ベトナム研修 1,500		1,104
	ベトナム法制度整備 6,200		4,791
	カンボジア研修 3,000		1,093
	カンボジア法制度整備 13,500		16,045
	ウズベキスタン研修 1,000		444
	ウズベキスタン法制度整備 5,500		4,540
	国際民商事法研修 4,000		2,787
	インドネシア研修 1,000		1,250
	その他諸国(ラオス等)法制度整備 25,000		18,716
	中国研修 1,000		1,252
	計	61,700	52,021
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修 2,000		1,347
	計	2,000	1,347
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー 7,000		6,565
	国際民商事法講演会 500		0
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム 1,000		1,722
	他団体との共催事業 1,000		862
	計	9,500	9,149
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究 4,000		2,469
	海外現地調査 500		0
	資料収集配布等 500		0
	計	5,000	2,469
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行 1,000		1,014
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新 500		1,015
	計	1,500	2,029

		予 算	決 算
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	300	228
	その他会議、会合費	200	93
	計	500	321
事務管理費	旅費交通費	1,000	665
	通信運搬費	600	547
	備品消耗品費	270	212
	水道光熱費	200	176
	OA機器リース料	610	643
	租税公課	300	361
	その他諸経費	420	815
	計	3,400	3,419
事務所賃借料	家賃	4,500	4,507
	共益費	1,600	1,502
	計	6,100	6,010
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	5,000	4,380
		5,000	4,380
3固定資産関係費	パソコン、ファックス	500	158
	計	500	158
4予備費		500	0
	計	500	0

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 原田 明夫 殿

平成20年4月22日

財団法人国際民商事法センター

監事 木村 榮作



同 川原 卓郎



私たちは、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

平成20年度事業計画書
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構による民商事分野の支援事業を従来随意契約で受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施している。平成20年度よりは個々の研修については、従来どおり随意契約で受託する見込みである一方、共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更されたが、当財団ではこれに応募し受託業者として選定された。

国際協力機構からの受託事業収入は、平成14年には83百万円に達したが、その後はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額はやや減少し、また平成17年度からのウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトが平成19年度上半期にて終了し、一方新たに平成19年度からインドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト及び中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが加わり、ここ数年は同規模の受託総額となっている。

平成20年度はベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが2年目を迎え、カンボジアは4月より法制度整備支援プロジェクトがフェーズ3に、また裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトがフェーズ2に入る。それと上述のインドネシア、中国のプロジェクトが2年目で本格化することから受託規模は前年比若干の増加となる見込み。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成19年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成12年度	45,433	53,832	
平成13年度	65,060	71,622	
平成14年度	82,968	83,446	
平成15年度	56,814	57,063	
平成16年度	56,484	58,038	
平成17年度	58,543	62,242	
平成18年度	52,268	54,838	

平成19年度	51,762	52,021
平成20年度(予算)	58,500	59,500

(1) ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

平成19年度より実施されているベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として法の運用体制の強化、法曹等の能力強化・人材育成を目的として本邦研修を実施する予定。

第28回ベトナム研修 平成20年6月～7月(東京2週間)
研修員 10～12人

第29回ベトナム研修 平成20年8月(大阪2週間)
研修員 10～12人

(2) ベトナム法制度整備

平成19年4月から4年間の予定で新たにベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが実施されている。

ここでは、「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関(裁判所、検察庁、弁護士会)及び司法補助機関(戸籍、不動産登記、公証に係る機関)の能力の改善に向けた取組みを行うことが予定され、起草支援としては、民事訴訟法・行政訴訟法の改正、刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

(i) ベトナム民法共同研究会(東京)

委員長 森脇昭夫 日本気候政策センター理事長
委員 8人
研究会 6回

(ii) 裁判実務改善研究会(大阪)

委員長 村上敬一 同志社大学大学院教授・弁護士
(平成18年度までの判決標準化共同研究会が改組されたもの)

その他研究会については現在未定。

(3) カンボジア法整備支援研修(カンボジア研修)

民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布(適用は平成19年7月から)、民法は平成19年12月に成立・公布(適用期日は未定)されたが、両法の適用・普及に向けて引き続き日本側が支援協力を行う。

平成20年度カンボジア研修スケジュール

・第4回カンボジア法曹養成支援研修 10月（大阪）
（日本側実施主体：カンボジア法曹養成共同研究会）
研修員17人、期間2週間

・平成20年度カンボジア法整備支援研修 2月（大阪）
テーマ未定 研修員6～8人、期間2週間

・第5回カンボジア法曹養成支援研修 3月（大阪）
（日本側実施主体：カンボジア法曹養成共同研究会）
研修員17人、期間2週間

(4) カンボジア法制度整備

1) カンボジア法制度整備支援プロジェクト（民法・民事訴訟法草案作成支援）は、平成11年3月よりフェーズ1が開始され、日本側の支援組織として民法作業部会、民事訴訟法作業部会が設けられ、その結果、平成15年3月までに両草案が完成しカンボジア側に引き渡された。平成16年4月より平成20年3月までフェーズ2として民法・民事訴訟法の立法化支援及び関連法令起草支援等を実施、その結果民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ3が開始され民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援及び民法・民事訴訟法適用のための諸活動支援が行われる予定。

- ①民法、同施行法及び付属法令（供託法、戸籍法等）、民法教科書の作成
- ②民事訴訟法、同施行法及び付属法令（執行官法、人事訴訟法等）

当年度も従来からの下記部会が継続される。

(イ) 民法作業部会（東京）

委員長 森島昭夫 日本気候政策センター理事長
委員 13人
作業部会 9回/年

(ロ) 民事訴訟法作業部会（東京）

委員長 竹下守夫 駿河台大学総長
委員 9人
作業部会 8回/年

- 2) 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトは王立司法学院内の王立司法官職養成校における民事裁判を支援すべく平成17年11月から開始され平成20年3月でフェーズ1が終了した。平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ2として教材作成、教官養成等の支援及び継続教育への支援が実施される。

カンボジア法曹養成アドバイザーグループ（大阪）

委員 5人

作業部会 6回/年

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運營業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者を起用して取り進める。

(5) インドネシア和解・調停制度強化支援研修（インドネシア研修）

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があり、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートし、（実質的には研修のカテゴリーに入るので「インドネシア研修」と略称する。）次いで平成16年から3カ年で「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」をテーマとして本邦研修が実施された。

その成果を踏まえ、平成19年度から和解・調停制度整備のためのプロジェクトが開始され、本邦研修も実施されている。

第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修

平成20年7月（東京2週間）

裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など研修員10人～12人

(6) インドネシア法制度整備

インドネシアに対しては平成19年3月より2年間の予定で最高裁判所を支援対象機関として和解・調停制度強化支援プロジェクトが実施されている。和解・調停実務の改善、少額簡易裁判所制度の導入、上訴制度の合理化などを目的としたものである。

インドネシア「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ（東京・大阪）

委員長 草野芳郎 学習院大学教授

委員 4人 委員会 4回/年

(7) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研修（中国研修）

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年3月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施されている。

昨年11月の第1回本邦研修に引き続き平成20年度には、2回の本邦研修が予定されている。

第2回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修

平成20年5月（大阪・東京2週間）

（日本側実施主体：中国民事訴訟法・仲裁法プロジェクト研究会）

研修員 全人代法制工作委员会民法室、最高人民法院など9名

第3回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修

平成20年11月（東京2週間）

研修員 8～10名

(8) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

上記中国研修の項に記載の通り、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会からの要請で平成19年11月から平成22年3月までの予定で開始されたプロジェクトで、中国において公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることを目指したものである。

中国民事訴訟法・仲裁法改善研究会

委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授

委員 11人

研究会 8回/年

(9) 中央アジア比較法制研究セミナー

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト（平成17年11月～平成19年9月）が倒産法注釈書作成の完成をもって終了した。この後を受けて中央アジア向けの次期プロジェクトが検討されている。

今年度は、中央アジア諸国が市場経済化にふさわしい法制度を独力で整備し、その解釈・運用が適切に行われるようにするため、中央アジア諸国の立法担当者等を対

象に、中央アジア諸国の法的問題点を明らかにするとともにその改善策を策定することを目的とした各種民商事法制度に関する地域別研修が実施される。

中央アジア比較法制研究セミナー
平成20年12月 (大阪)
詳細未定

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共催による日韓パートナーシップ研修を実施している。

(1) 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度は従来のテーマを継続するが、今後の方向としては登記制度以外の民事行政制度への拡大、また大法院ルートを通じて両国にとって有効な新規プロジェクトを検討していきたい。

第10回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、戸籍・供託制度をめぐる実務上の諸問題

韓国セッション 平成20年6月16日～6月26日ソウル
日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院公務員教育院(ソウル)において研修。

日本セッション 平成20年10月13日～10月23日東京
韓国チーム5名及び韓国法院の教授、教官が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)において研修。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当財団は国務院国家発展改革委員会を中国側の窓口として他関係機関の協力も得て中国との事業を取り進めており、当年度は第13回日中民商事法セミナーを中国(北京)で開催する。

第13回日中民商事法セミナー

時期・場所：平成20年10月 北京

テーマ：未定

主催 日本：当財団、法務総合研究所

中国：国務院国家発展改革委員会

日本側講師：テーマに関する専門家講師2～3名招聘

本セミナーでは日中の開催地側より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側より要望が出されることになっている。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2) 国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)、平成16年度は日中の知的財産法制度をテーマとして実施した。

当年度も関係諸機関の協力も得て、開催を検討したい。

(3) アジア太平洋諸国法制度シンポジウム

平成18年度～20年度の3ヶ年にわたり神戸大学の近藤教授を座長として「株主代表訴訟」をテーマに研究事業を立ち上げ研究を実施しているが、この研究の3カ年にわたる総まとめとしてシンポジウムを開催する予定。

時期：平成21年3月

場所：大阪中之島合同庁舎国際会議室

主催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後援：JETRO

対象国・地域：中国、韓国、シンガポール、台湾

テーマ：株主代表訴訟

(対象国より講師を招聘)

(4) 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。

又、法務省が主催する法整備支援連絡会及びその関連プロジェクトにも参加、協力していききたい。

法整備支援連絡会、石川国際民商事法センター主催シンポジウムの後援

4 調査研究事業

(1) アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願ひし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権、第4期国際会社法を実施してきたが、平成18年度～20年度の3ヶ年にわたり、国際会社法に関連したテーマとして「株主代表訴訟」について研究事業を実施している。

株主代表訴訟研究会

主 催： 法務総合研究所国際協力部、当財団

期 間： 平成18年度～20年度 3年間

対象国・地域： 中国、韓国、シンガポール、台湾

研究会： 座長 近藤光男神戸大学教授

研究会委員 7人

当年度は定期的研究会開催の他、海外現地調査等を中心に実施する予定。

(2) 海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。

(3) 資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

平成20年7月発行

平成19年度事業報告、平成20年度事業計画を掲載

アジア株式代表訴訟セミナー

平成20年11月発行

第13回日中民商事法セミナー特集を予定

(2) "ICCLC NEWS LETTER"発行

年間2回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

収 支 予 算 書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	200	40	160
2会費収入	31,700	32,000	△ 300
3法整備支援受託事業収入	58,500	58,700	△ 200
4雑収入	100	0	100
当期収入合計(A)	90,500	90,740	△ 240
前期繰越収支差額	29,989	27,529	2,460
収入合計(B)	120,489	118,269	2,220
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	59,500	61,700	△ 2,200
その他法整備支援事業費	1,500	2,000	△ 500
シンポジウム等運営事業費	10,200	9,500	700
調査研究事業費	6,300	5,000	1,300
広報事業費	2,000	1,500	500
事業費計	79,500	79,700	△ 200
2管理費			
会議費	500	500	0
事務管理費	3,400	3,400	0
賃借料	6,100	6,100	0
人件費	5,000	5,000	0
管理費計	15,000	15,000	0
3固定資産関係費	500	500	0
4予備費	500	500	0
当期支出合計(C)	95,500	95,700	△ 200
当期収支差額(A)-(C)	△ 5,000	△ 4,960	△ 40
次期繰越収支差額(B)-(C)	24,989	22,569	2,420

収支予算書内訳(参考)

H20:平成20年度予算 H19:平成19年度予算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(H19)50,000×0.08%(定期預金)=40 (H20)50,000×0.38%(定期預金)=200		
2会費収入 (年会費1口200千円)		H20	H19
理事・評議員会社	18,200(42社、91口)		18,400(42社、92口)
一般会社	13,500(63社、67.5口)		13,600(64社、68口)
計	31,700(105社、158.5口)		32,000(106社、160口)
3法整備支援受託事業収入		H20	H19
ベトナム研修	3,000		1,500
カンボジア研修	4,500		3,000
ウズベキスタン研修	0		1,000
国際民商事法研修	0		3,000
インドネシア研修	1,500		1,000
中国研修	3,000		1,000
中央アジアセミナー	1,500		0
部会運営管理業務	45,000		48,200
計	58,500		58,700
4雑収入		H20	H19
		100	0
II 支出の部			
1事業費		H20	H19
法整備支援受託事業費			
ベトナム研修	3,000		1,500
カンボジア研修	4,500		3,000
ウズベキスタン研修	0		1,000
国際民商事法研修	0		4,000
インドネシア研修	1,500		1,000
中国研修	3,000		1,000
中央アジアセミナー	1,500		0
部会運営管理業務	46,000		50,200
計	59,500		61,700
その他法整備支援事業費			
日韓パートナーシップ研修	1,500		2,000
その他諸国関係	0		0
計	1,500		2,000
シンポジウム等運営事業費			
日中民商事法セミナー	7,000		7,000
国際民商事法講演会	200		500
アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,500		1,000
他団体との共催事業	500		1,000
計	10,200		9,500
調査研究事業費			
アジア太平洋諸国法制度調査研究	6,000		4,000
海外現地調査	300		500
資料収集配布等	0		500
計	6,300		5,000
広報事業費			
機関誌、NEWS LETTER発行	1,000		1,000
ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,000		500
計	2,000		1,500
事業費計	79,500		79,700

2管理費 会議費		H20	H19
	理事会、評議員会他役員会 その他会議、会合費	300 200	300 200
	計	500	500
事務管理費	旅費交通費	1,000	1,000
	通信運搬費	600	600
	備品消耗品費	270	270
	水道光熱費	200	200
	OA機器リース料	610	610
	租税公課	300	300
	その他諸経費	420	420
	計	3,400	3,400
事務所賃借料	家賃	4,500	4,500
	共益費	1,600	1,600
	計	6,100	6,100
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	5,000	5,000
		5,000	5,000
管理費計		15,000	15,000
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	500	500
	計	500	500
4予備費		500	500
	計	500	500

[illegible]

＜ 第 二 部 ＞

2007年度「国際民商事法金沢セミナー」



セミナー会場風景

本号の第二部として当財団が後援しているセミナーを取り上げました。

石川国際民商事法センター主催で、当財団及び法務総合研究所が後援する2007年度「国際民商事法金沢セミナー」が平成20年2月21日に行われました。本セミナーは多数国を対象とした（今年度はカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4カ国）国際民商事法研修の一環として行われているものですが、今回はセミナープログラムより一橋大学の布井教授及び名古屋大学の中東教授の講演録をお届けします。

2007年度「国際民商事法金沢セミナー」

講演1 中国における企業統治の現状と課題

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 布井 千博

講演2 アジア諸国の会社法制に関する諸問題

～シンガポール・韓国の企業統治

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

【講演 1】

中国における企業統治の現状と課題

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
布井 千博

一橋大学の布井と申します。まず講演に入る前に、簡単に自己紹介から始めさせていただきたいと思います。私は一橋大学国際企業戦略研究科という、2000年に設立された新しい研究科に勤務いたしております。研究科はMBAが主体ですが、当方は経営法務専攻に所属しております。学生は主に社会人でして、主として35歳ぐらいの企業の法務部員あるいは弁護士です。このような方がビジネスローを研究しているところで、修士課程と博士課程があります。

続きまして私と中国との関係ですが、JICAという組織があります。このJICAはさまざまな国の法整備支援を長年手がけていて、今回の主催者である国際民商事法センターや法務総合研究所などが、すでに10年も前から法整備支援を行っています。まず始めたのがベトナムです。その後カンボジアやラオス等にも法整備支援が入っていて、国際民商事法センターそして法務省法務総合研究所の多大なご尽力で、日本の法整備支援も国際的に高く評価される状況に至っています。

私が行っている中国への支援ですが、これは今から4年前の2004年に始まりました。メインは大学の教員がやっています。今日、ここにいらしています中東先生にもお手伝いいただいていますし、名古屋大学の浜田道代先生には初めから深く関与していただいています。私もこのプロジェクトの立上げから中国との関わりを持っていまして、これを通じて、中国人との付き合い方といったものがいかに難しいか、そしてまたいかに実り多いか、こういうものをこの4年間、身をもって体験しているわけです。

中国への法整備支援がどのような活動かという点、2005年に中国で会社法の大改正がありました。この中国の会社法大改正に向けて、日本側の経験あるいは知見、そういうものを中国に伝えるということをしていたわけです。具体的には、まず中国人の立法担当者に日本に来てもらって、日本で会社法についてのさまざまな講義を行う。また我々が中国に出かけて行って、中国の立法担当者にお話をする。こういうことをやっていました。

ただ、2005年の会社法立法は早々に終わってしまい、法律ができた後に何をするのが問題となりました。今年の3月までこのプロジェクトが続いているわけですが、2番目に取り組んだのが、この中国で新しくできた法律をいかに適用していくか。これは基本的には裁判所が行うのでけれども、その裁判所に対して、日本では会社法をどのようにして運用しているのか。これを中国側に伝えるということを約4年にわたって行ってまいりました。

実を申し上げますと私は中国法の専門家ではないのですが、法整備を通じた中国人専門家との話合いや、昨年から中国人民大学に勤めた私の弟子からいろいろな話を聞くうちに、中国の会社法への理解が深まって参りました。今日は、そのような過程の中で

私が仄聞してきたこと、そして実際に中国の立法担当者と話し合ってきたことについて、お話をしていきたいと思います。

まずは中国における企業体制変革の歩みというところから始めます。中国というのは、ご承知のとおり社会主義の国であります。しかしながら、ここ数年間、非常に高い経済成長を遂げておりまして、これは中国の社会が、社会主義でありながら市場経済を導入していることの表れであります。簡単にその企業体制変革、あるいは経済体制の変革の歩みというものを、おさらいしていきたいと思います。

今を遡ること 30 年前になりますが、改革開放政策が採用されました。皆さんご承知のとおり鄧小平がこの音頭をとったわけです。その前の中国の状況はどうかというと、これは文化大革命の大波に呑まれていたわけでした、知識人が放逐される。あるいは計画経済で経済活動ががんじがらめになっている。そういうような状態であったわけです。中国では、貧困からなかなか逃れることができないという時代が長く続いていました。

そのような中であって、鄧小平は政権をとった後、改革開放政策というものを採用していくわけです。これは言わば計画経済を打破していくという試みにほかなりませんでした。まず第1にやったことですが、これは農村の改革であります。従来、人民公社が中国の農業生産を支配していたわけですが、これは農家がいくら頑張っても、すべてその成果は人民公社を通じて国家に入っていくわけですから、農業をいくら頑張っても、あるいは頑張らなくても結果は同じということで、一生懸命やろうというインセンティブは働かなくなるわけです。そのような状況を打破するためには責任生産制という考え方を取り入れて、中国の農家が一定量の生産をすることを請負うと同時に、それ以上多く生産物ができたら個々の農家が自由に処分できるようにする。つまり個々の農家が自由に販売できるようにするということで、働けば働くほど、農業の生産性を高めれば高めるほど、農家は潤うというシステムを取り入れていったわけです。

第2番目の改革ですが、これは「放権譲利」、権利を放ち、利益を譲るということです。当時、国営企業が中国の工業生産のすべてを占めていたわけです。この国営企業についても、同じように計画経済の下で生産目標が割り当てられ、そして上がった利潤はすべて国が吸い上げるというシステムです。こういうシステムを維持していると、先ほどの農家と同じように機械設備は古くなるし、いくら生産性を上げて自分たちのメリットは全くないということですから、生産性は落ちていくことになります。

これを改革するというので、まずは自主経営権というものを拡張する。つまり一部を計画経済から外していくわけです。それとともに企業に利益を留保する。これは設備を更新したり、あるいはイノベーションを行うためには企業にある程度自由になる金がないと、どうしようもないわけです。ですから、このような形で自主経営権を認め、内部留保を認めるということで、企業が自主的な経営を行えるようにしていったわけです。

さらに対外的に経済を開放するというも行われました。日本でも現在、特区ということがよく言われていますけれども、中国は急速に経済特区あるいは経済開発区といったものを設置して、その地域の中では特別の優遇措置として、企業税とか関税といっ

た税を免除したり、あるいは軽減したりということを行っていったわけです。

この経済特区の1つの大きな目的というのは、海外からの技術の移転です。つまり外国企業に特権を与えることによって外国企業を中国に誘致する。それも技術的に進んだ企業を特に優遇しようということです。例えば自動車ですが、皆さんはトヨタという自動車メーカーがあるのはご存じだと思いますけれども、トヨタは鄧小平から、中国のこの経済特区に進出してくれと頼まれたのです。ところが、当時のトヨタはアメリカ市場の開拓に力を入れていて、中国には進出しませんでした。代わりに進出したのはフォルクスワーゲンです。今でも中国人はよく言うのですが、トヨタはあの時、なぜ中国に来なかったのか。現在、トヨタは中国にも相当展開していますけれども、この当時、先端的な企業を世界各国から招いて、そしてその技術を取り入れていこう、外資を利用して先端的な技術を導入するという政策が、当時から始まっていたわけです。こういうようなものが対外的な開放として行われました。

具体的な法律としては、どのようなものができたかということですが、1979年には中外合弁企業法というのが逸早く制定されたわけです。これは中国資本と外国資本の合弁企業、つまりジョイントベンチャーを作るための法律です。続いて1986年に外資の独資企業の設立を認めました。これは外国資本だけで設立される会社です。79年の当初の段階では、外国企業が中国に進出するときにはジョイントベンチャー形態を取ることが求められた。つまり外国の先端的な技術を中国に取り込むためには、中国の企業と外国の企業が組んでジョイントベンチャーを作り、そのジョイントベンチャーを共同で営むことによって、外国の技術が中国に移転するということでした。

ただ、このジョイントベンチャーというのは、なかなかうまくいかないことも多いのです。同じ国の会社どうして合併する場合でも、相互に違うカルチャーの人間が1つの会社でやっていくのが難しいように、外国の企業と日本の企業が一緒になって1つの事業を行うのは、なかなか難しい面もあるわけで、外資だけでやりたいというニーズは当然あるわけです。それを実現するために1986年に外資独資企業法というのが制定されました。もちろん、外資が独資企業を作るときにはさまざまな制約が課せられていて、自由に作ることはできない面はあったわけですが、このような法律が86年にできています。

また同じ年に民法の通則ができて、その中に企業法人についての一般的な規定が設けられています。企業法人として設立されたものは法人格があるとか、あるいは合併することができるとか、そういうような規定が盛り込まれたわけです。

さらに1988年には、中外合作経営企業法という法律ができました。これは日本の組合に相当する組織形態ですが、79年の合弁企業法と合作企業法の主要な違いというのは、合作企業法のほうがさまざまな面で自由度が高いという点です。例えば利益配当について、この合弁企業で得られた利益をどのように分配するのか。外国企業に何パーセント渡し、中国企業に何パーセント渡すのかといった点について、合弁企業のほうは出資の割合に応じて利益が配当される。中国側が51%出資をし、外国側が49%の出資をしていると、その出資の比率に応じて利益配当が行われるというのが合弁企業法です。合作企業法は、各企業でそれぞれ取り決めればよいということで、その出資の割合に応じて利益配当するということも定められますし、それ以外の定めで、例えば51%持

っている中国側が利益の60%を取る形も可能だということになります。こういった点が違うのです。1990年には、上海と深センで証券取引所が開設されることになりました。この証券取引所の意味合いについては後ほど説明したいと思います。

さらに時代が遡りまして1992年ですけれども、これは、ある意味で中国の市場経済にとって歴史的な年ということになります。つまり先ほどお話しした鄧小平が中国の南の地域を視察に回りました。先ほど申しました経済特区あるいは経済開発区は、中国の南の地域に主として設けられたのです。経済特区と言われているものは福建省や広東省といった所に5つ設けられました。また経済開発区は上海と、やはりこれも南の地域で14設けられているわけです。

これらの先端的な地域を鄧小平が回って、さまざまなスピーチをしたわけです。これは南の方を巡回して話をするということで「南方巡話」と言われていますが、その中で、中国は今後、市場経済の道を歩むべきであるという有名な演説をしたわけです。これを「社会主義市場経済」と一般には言われています。中身は、基本的に政治体制としては社会主義を堅持する。しかしながら経済的には市場原理を導入するという政策です。これを始めるのだということを、鄧小平は言ったわけで、その後、共産党大会あるいは人民代表大会で、この政策は承認されていったわけです。この1992年を境にさまざまな施策、さまざまな立法が行われていくに至ります。

さて、先ほどお話ししました社会主義市場経済は、法律面でも大きなインパクトを与えました。まずは憲法ですが、1999年の全国人民代表大会において憲法の改正が行われました。この憲法改正の重要なポイントというのは、従来は国営企業あるいは国有企業が中国の最も重要な経済的ファクターだったのですが、個人企業や私営企業といった、非公有企業が社会主義の重要な構成部分であると宣言し、このような非公有制企業を積極的に認知していったわけです。

2004年には更なる憲法の改正が行われ、その中で、国家は非公有経済の発展を奨励、支持、指導するという文言が付加されたほかに、公民の合法的私有財産権は侵害されない。つまり私有財産制というものを明確にしていたわけです。これは大きなことです。我々は社会主義と言うと、生産手段は人民の所有である、あるいは国家の所有であるというのが根本的な原理であると習ってきたわけですし、中国でも同じようなことが言われていたのではないかと思います。これを2004年の憲法改正では、民間企業が今後、経済で中心的な役割を果たす。そこで民間企業が保有している生産手段は、正当な権利があるのだということを明確にしたわけです。社会主義市場経済というものが行き着くところというのは、こういうところなのではないかと思われます。これを社会主義と言うのか、そうでないのかは評価の分かれるところですが、伝統的な社会主義という概念からは、かなり離れる可能性も秘めた憲法改正ということになろうかと思います。

またさまざまな経済立法が生まれてきたわけで、1993年には会社法が制定されました。この年に初めて会社法ができたのです。98年には証券法が制定されました。中国の証券取引所は1990年にできたのですが、証券取引法ができたのは98年でした。そして先ほど申しましたように2005年には会社法、そして証券法が大改正されました。この意義については後ほど触れますが、2004年の憲法改正、そして2005年の会社法改正は、中国の民間企業の重要性というものを極めて高める、そういう法律の改正ではなかった

かと思います。

2006年には企業破産法ができました。破産法というのも極めて大事なのです。中国に行った日本企業がよく言う不満として、中国には破産法がないから、撤退しようと思ってもなかなか撤退できないということをよく聞くのです。実を言うと破産法というのはあったのです。国有企業のための破産法というのはありました。しかしながら一般の企業についての破産法がないがために、例えば合併企業で事業を行っていたけれども、利益が全然上がらない。累積赤字が膨んでいって債務超過になっている。そういう状況でもう撤退したいけれど破産法がないし、合併の相手方が撤退するのは嫌だと言うから、ずるずる事業を続けていくことがよくあったのです。2006年の破産法によって、これは企業全体に適用されますから、この破産法を利用して撤退することも可能になっていったわけです。

中国の企業破産で大きな問題が、従業員の未払い賃金なのです。従来の国有企業の破産法においては、従業員の未払い賃金というのは担保債権に優先するのです。例えば銀行が中国の企業にお金を貸している。そしてお金を貸すときに抵当を取ったりする。そのときに、その抵当付の債権よりも従業員の未払い債権が優先する。そしてその未払い賃金の中には、解雇された従業員の次の職場が見つかるまでの補償まで含まれていることがあり、これが企業の撤退を極めて困難にしていたわけですが、2006年の破産法では、そのような従業員の未払い賃金については、従来のような担保債権に優先するということはなくなったわけです。また次の職場が見つかるまでの言わば失業保険ですが、これは社会保険の中で解決していく問題であるとされて、そういう面から、この破産法制というのは極めて近代化していくことになっています。

2007年には物権法が制定されます。これも先ほど言いましたように物権法が制定されたことによって、個人の所有権と同時に土地所有権といったものが保護されるようになっています。独占禁止法も制定されるに至っています。こういう形で経済立法も、特に2001年のWTO加盟後、次々と新たな法律が制定されていっています。

現在、中国の経済立法というのは、ある意味では極めて先端的なものとなっています。中国人に言わせると、中国の会社法というのは世界で最も進んだ会社法だということです。いずれにせよ中国の経済法制というものは、極めて先端的なものになっています。そこで、我々が中国から学ぶこともあるのではないかと。後ほどお話ししますが、私はそのように感じています。会社法あるいは他の経済立法が、最近ではずいぶん理解しやすくなっています。

しかし、なかなか理解できない点もあるわけです。その理由というのが社会主義的市場経済なのです。社会主義的な部分が残っていて、そういう点が我々はまだまだ理解できないなと思います。その点が最も顕著に表れているのが企業の種類といったものです。中国では所有形態に応じて企業を分類することが行われます。オーナーシップによってということで、これがわかりにくいのですが、ここに挙げた国有企業、集団所有制企業、民営企業、外商投資企業、こういった区分になるのです。

国有企業というのは国が所有している企業ということで、理念的には、企業の所有というものは全人民所有ということになります。つまり社会主義国ですので生産手段は人民が所有するのです。国有企業というのはそういう全人民所有だけれども、国が全人民

を代表して所有権を行使するというのが国有企業なのです。

次の集団所有制企業は、一部の勤労大衆が一定範囲の生産財を共同で占有して、生産に従事する企業です。つまり労働者が企業を作って労働者が所有している企業なのです。これは人民公社等を解散したときにできた企業形態で、中にはこういう集団所有制企業という名前で、あたかも従業員が自分たちで集まって作ったと言いながら、実際には自分たちが所有しているという企業があったり、あるいは、ある都市や村が経営している企業もこの集団所有制企業に含まれます。郷鎮村経営企業あるいは都市集団所有制企業といった都市部での集団企業、農村部での集団企業があり、この中の一部は、こういう集団企業の名を借りながら民営化しているものもあるし、完全に集団所有制企業から民営化してしまっている企業もあります。そういう場合は集団所有制企業でなくて、その下の民営企業ということになります。国有企業ではない中間形態の企業形態ということです。

民営企業というのは民間の企業であり、これも分類が2つに分かれています。従業員の数が8名以上の場合を私営企業、従業員の数がそれ未満の場合を個人企業、中国では個体企業と言いますが、従業員の数に応じてこの民営企業は2つに分かれます。ここもどうしてこういう具合に分かれるのか私には理解できないのですが、そういうような区分です。これはベトナムにも同じような区分があって、我々はそこのところの事情というのはよくわかりません。

外商投資企業というのもあるのですが、これは先ほど言ったような合弁企業、合作企業、独資企業という企業形態です。日本で言うと外資系企業と言いますけれども、中国では外商投資企業と呼んでいます。これが中国の企業形態ということです。

私は会社法の専門家ですので、会社法の話も若干させていただきたいと思います。1993年に会社法が制定されたということは先ほどお話ししました。社会主義的市場経済を実現するための重要な手段、ツールとして会社法の制定が行われたのです。この会社法の制定は全人大の中にある法制工作委员会、つまり法律制度のワーキング・コミティです。ね、そういう法制工作委员会というところが作ったのです。当時、全人大の法制工作委员会の中に李飛（リ・フェイ）という人がおりました。彼は早稲田大学に留学しており、この人が中心となって会社法を作りましたので、中国の会社法というのは日本法の影響を多分に受けています。

ただ、当時の中国の経済状況というのは、まだまだ社会主義色、計画経済の色が強いわけです。また民営企業、民間企業というものは十分に発達していません。ですから社会主義的市場経済を実現するためには、国有企業を改革していく必要がある。そして会社法は、国有企業を会社形態に組織変更していくための重要な手段として認識されました。会社法の中に国有企業に関する規定がたくさん盛り込まれているのです。

まず1つの規定ですが、「会社は、国のマクロコントロールの下で、市場の需要に基づき生産経営に自主的に取り組み、経済効果や労働生産性の向上及び資産価値の保全、増大を実現させる」ことを目的とするということです。これは会社の目的ですが、日本で会社の目的は何だと言うと、今は株主価値の増大ということがよく言われていますけれども、1993年の中国会社法では、会社は国のマクロコントロールの支配を受けるのだということが謳われています。そのような、ある意味国家的な観点に基づいて会社の経

営が営まれるということは、まだまだ計画経済の名残というのも色濃く残していることを窺わせるものです。

また、これも理解不能な規定なのですが、「会社の国有資産の所有権は国に帰属する」。会社が持っている財産の中で国有資産は国のものなのだというのですが、これはどういうことなのか。つまり、場合によると国は、会社の財産について国有資産だから「返せ」ということを言えるわけです。こんなような状況で会社経営はできるのでしょうか。会社の資産がいくらあり、負債がいくらあって、資本がいくらあるという会社の計算書類で資産として計上されていたものが、突然、国のものだから返さなければいけないとなると、会社の信用というのは全くなくなってしまう。このような規定が入っていました。

また旧会社法の中に、国有企業が会社へ組織変更することに関する規定とか、あるいは特別の業種の企業について国有独資会社にならなければいけないという規定がありました。国有独資会社というのは国が100%投資をしている会社です。国が唯一の株主である会社を国有独資企業と言います。会社法は、特別の業種の会社については、このような独資企業でなければいけないと定めており、このような規定からも、国有企業を会社形態に変更することが会社法の重要な目的であったことがわかります。

会社の資本金も極めて高く設定されていました。つまり民間人が非常に零細なお金を投資して会社をつくるのではなくて、国が自分たちの持っている国有資産を出資する。例えば自分たちの工場を出資して会社をつくるということです。資本金はいくら大きくても構わないわけです。つまり民間人は会社を別に経営しなくてもいい。民間人は会社でなく普通の個人企業でやればいいということです。

具体的に、最低資本金はどういうふうに定められていたかというと、株式会社は1,000万円です。これは現在の日本円にして1億5,000万円ということです。日本の基準にしても高いですね。有限会社は業種によって違って、50万円から10万円の間です。50万円、30万円、10万円という形で製造業を営むか小売業を営むか、あるいはコンサルティングとか科学技術開発を営むか。こういったものに応じて資本金が細かく定められていたわけです。小規模な国有企業は有限会社、大規模な企業は株式会社をとる。特に株式会社形態というのは1億5,000万円の最低資本金ですから、ほとんどの企業が上場するというのが目的とされていました。つまり株式会社は上場企業のための会社形態と考えられたわけです。

その後、経済の発展とともに民間企業が成長してきます。そうすると民間企業のための会社法というものも必要になってくるわけです。2005年の会社法というのは民間企業も含めた全企業のための会社法となっていったわけです。その民営化の進展というものを若干振り返ると、1995年に「抓大放小」（大を抓み小を放つ）という政策が採用されました。どういうことかということ、国有企業の中の大きなものについては国がしっかりと把む。国というのも中央政府の場合もありますし地方政府の場合もあります。両方です。国有企業と言った場合、国が持っているもの、そして地方政府が持っているもの、両方あるということを知っておいてください。このような国有企業の大きなものについては自分たちが管理し、小さなものについてはこれを外に放つ。つまり民営化していくということです。小さな企業を民間に売り払うということです。こういう政策が採

用されました。

2003年には中国政府の、そして地方レベルの政府での機構改革により、国有資産監督管理委員会が設けられるに至りました。この国有資産監督管理委員会は何をやるかというと、国有企業の管理、特に国有企業の株主としての権利を行使するというのが、この国有資産監督管理委員会の大きな役割なのです。国有企業の成立ちというものを考えると、もともと国有企業は国や地方政府の1部門だったのです。その1部門が国有企業として政府から分離していく。そして、それぞれ上場したり上場しなかったりして企業を経営していくわけですが、もともと政府の中の一部であったものが国有企業になっているということから、政府からの干渉が非常に強いのです。政府の言いなりと言っても過言ではありません。

例えば国有銀行は国有企業への貸出しをどんどんやっていました。国有企業へ貸出しをするときは、どの企業に貸し出すかについて国からの指示があるわけです。それに従って国有企業へどんどん貸し付けていましたから、不良債権の山を築いてしまったわけです。このような例からも明らかなように、国が企業に対して指令するということが行われていて、国有企業というのは誰のために経営しているのかよくわからない。そしてさまざまな国家機関が国有企業に関与する場合には、一体誰がその国有企業の所有者としての権利を行使するのかも不明確になってきていました。国有企業改革の一部である国有資産監督管理委員会の設置は、そのように極めて分散した管理体制を1カ所にまとめて、国有資産監督管理委員会が国のために所有者としての権利を行使する。具体的に株式会社ですと株主権を行使する。こういうような体制に変わっていったわけです。

さらに、この会社法改正の別の契機となった国有資産の流出問題があります。つまり会社の経営者が、先ほど言ったように明確な所有者がいないことから、国有企業の財産を横取りすることが頻繁に行われたのです。国家機関は、国有企業に対して強い管理をする反面、所有者としての権利を行使しないので、財産自体を極めて無造作に取り扱います。例えば1つの例として、国有企業を再編していく過程において違法な国有資産の安売りや横領、つまりこの国有企業がさまざまな形で再編されるときに、その財産を自分の知合いに安く売ったり、再編のどさくさに紛れて財産を掠め取ったりする。あるいは国有企業独特の経営として、自分の権力を増大させるために無理な投資をしたり、採算性を度外視した投資をしてしまう。それと近いようなことで、資金調達を無理に行う。あるいは会社の資金を自分のために横領してしまう。簿外で会社資金を運用してしまうといった乱脈経営等、こういう不祥事から国有資産の流出というのが起こってきたということです。

また粉飾決算の問題も深刻でした。これも想像しがたいことなのですが、中国では各地方に上場企業の数割り当てられる。ある省にはいくつ、別の省にはいくつという形で、各地方に上場企業の数割り当てられるのです。なぜかという、各地方の国有企業を上場させることによって、その地方の活性化を図るわけです。あるいは地方の国有企業を再生させるわけです。そういうことから各地方の政府は自分が管理している国有企業を何とか上場させる。上海とか深センの証券取引所に上場させるわけですが、上場させるときに割り当てられた数の企業を上場させなければいけないので、内容の悪い企業も上場させてしまうわけです。

さらに上場させた後、そこで株式を売り出すわけですが、そこで株式を売り出すことにより得た資金は投資家から上場企業に入ってきます。上場企業に入ってくるこの資金は、上場企業が新たな投資のために運用しなければなりません。皆さんの企業が増資をします。なぜ増資をするかという、企業規模を拡大したり、あるいは今までの負債を決済するためとかいろいろな理由があると思いますけれども、いずれにせよ上場して新たに株式を発行して、そこから入ってきた投資資金というのは自分たちが使うのですが、この資金が中国では上場会社の親会社のほうに流れるということが起こったのです。

先ほど言いましたように中国では、もともと国有企業というのは政府の部門として存在していました。政府の部門が会社化する。あるいはその部門だけが独立して国有企業になったわけです。そしてこの国有企業が持っているいろいろな企業の一部を上場することが行われ、もともと政府の所管部門であった親会社が、自分たちのために上場企業が調達した金を吸い上げてしまうことも起こりました。つまり、株式市場というのは国有企業が資金を調達する。それも上場した企業だけでなく、上場企業の上に連らなっている企業集団のために資金調達をする形で、株式市場というのを利用しているわけなのです。こういうことをやると、上場会社の業績が悪化した場合には、企業グループ全体のために粉飾せざるを得ないのです。ですから粉飾決算というのが頻発します。また、企業の業績が悪化しても、各省がこの企業を支配していますので、それが潰れてしまうと財布が1つなくなるということですから、無理をして上場を続ける。そのために粉飾決算をすることがまかり通っている状況でした。

そこで、このような状況に対応するために 2005 年の会社法というものができたわけです。驚くべきことにこの 2005 年の会社法は、いま言った弊害に正面から取り組みました。ここは本当に見習うべきことだなと思います。つまり政府あるいは地方政府が、いま言った悪事を働いているということを前提とした上で、そのような弊害が起きないような仕組みを会社法の中に取り入れているのです。ここは中国に対する認識を我々は改めていかなければいけないし、この会社法の改正で成立したさまざまな仕組みが、うまく働くようになると、中国の会社というのは極めて健全なものに生まれ変わっていくのではないかと考えます。

いくつかの改正項目をここで取り上げました。5 つほどあるわけですが、1 つずつ見ていきたいと思います。第 1 は、先ほど言いましたように社会主義市場経済の中での会社法ですから、社会主義色が強いわけですが、そういった部分をなるべく薄めていこうということが、まず行われました。先ほど説明しましたように、国家によるマクロコントロールについての規定とか、会社の国有財産の所有権は国に属すなど、こういった不可解な規定は削除されたのです。そして新たに設けられたのが、会社は企業法人であり独立した法人財産を有し、法人財産権を有するということ。そして会社の適法な権益は法律の保護を受け、侵害されないということを規定していて、会社の自治権、自主独立性を明確にしたわけです。財産面、経営面での独立性、自主性を明確にしました。

第 2 の点ですが、規制緩和が行われました。先ほども設立のところで申しましたように、有限会社についても極めて高額の資本金が設けられていたわけですが、これを一律 3 万元に引き下げました。3 万元と言うと 45 万円程度ですので、そんな高くないわけで

す。従来の 50 万元、30 万元、10 万元といったところから比べるとずいぶん安くなりました。また株式会社については 1,000 万元を 500 万元に引き下げる。半分にしたわけです。とはいっても株式会社の設立はまだ難しいということです。

また再投資に関する制限を撤廃しました。これもわかりにくいのですが、会社が他の会社に投資する場合、累積投資額は会社の純資産の 50% に従来は制限されていました。会社が他の会社に投資する、これは子会社も含めてですが、ほかの会社に投資する場合は純資産の 50% に制限されているということですが、これが他の会社への投資を困難にしたり、あるいは子会社の運営を困難にしたりするわけですから、こういう点を改めた。これを撤廃したということです。これが規制緩和です。

第 3 番目はコーポレート・ガバナンスの強化で、取締役の責任を強化しました。ここは「董事」とか「監事」と書いていますが、これは取締役や監査役のことです。この取締役の責任については、従来、忠実義務というのが定められていました。これは会社と取締役の利益相反の場合の規定ですが、従来なかったのは注意義務と言われているもので、取締役が会社を経営するときに必要な注意を払わなければいけない。そういうような規定が抜けていたのですが、先ほど言いましたように企業の経営者というのはさまざまな不祥事を起こしていますから、この部分を強化していくということです。

これは次の中東先生の報告でもありますが、株主代表訴訟制度も導入しています。また監査役会の権限強化も行われていて、これは日本と同じように中国では取締役会と監査役会があるわけですが、この権限を強化しています。

4 番目の株主保護の強化ですが、この点も株主の保護に資するためのさまざまな制度が導入されていて、株主総会の適正を図るための規定や代表訴訟についての規定が導入されています。

最後に重要な部分が支配株主規制の導入です。この支配株主は誰かということ、先ほど言いましたように国が所有している集団企業あるいは国自体です。つまり国が国有企業の株の大半を持っているのです。例えば上場企業というのはほとんどが国有企業で、上場企業の株式を 70% 近くを国が保有しているのが中国です。ですから支配株主と言ったとき、これは国とか国の支配下にある国有集団企業、あるいは国有持株会社といったものが支配株主になります。これが悪い事をするので中国のコーポレート・ガバナンスはうまくいかない。だからこれに規制を掛けましょうということです。2 番目にあるのが最も重要な規定で、「会社の株主が株主の権利を濫用して会社又はその他の株主に損害をもたらした場合には、法に従い損害賠償責任を負わなければいけない」。支配株主が株主の権利を濫用するということもこれに入ります。

また、よりこれを明確にしているのが次の 21 条の規定です。会社の支配株主、実質的支配者等は、その関連関係の地位を利用して会社の利益を損なってはならない。前項の規定に違反し、会社に損害をもたらした場合には、損害賠償責任を負わなければいけないとしています。この規定で、先ほど言ったような支配株主、地方政府やその下にある国有持株会社、あるいは場合によったら、国有資産監督管理委員会という所までも責任を追及される可能性があるわけです。

そして株主代表訴訟は、このような支配株主に対しても株主が訴えを提起できるとしています。日本は、この株主代表訴訟というのは会社の取締役や監査役にしか訴えを提

起できないのです。ところが中国では第三者に対しても訴えを提起できます。第三者の中には支配株主も含まれるし、場合によったら会社に対してさまざまなアドバイスを与えた専門家も入るし、その範囲というのは制限がなく含まれるわけですが、特に支配株主の関係では株主代表訴訟も利用できるということです。このような形で中国の会社法というのは非常に進歩しています。

いま言った支配株主の責任というのは、日本では、ないのです。日本では新しい会社法ができたわけですが、次の課題として支配株主の責任を導入しようかということが議論されています。どのような形になるかは分かりませんが、中国の会社法の運用というのがひとつの参考になる可能性があります。

しかしながら、いくつかの問題点もあるわけです。時間の関係もありますのでその中の幾つかをピックアップしていきます。まず取り上げたいのは裁判制度の問題です。日本の裁判制度というのは世界に誇るべき極めて優秀な裁判制度だと思いますが、アジア各国を見ても裁判制度が極めて脆弱です。残念ながら中国も同様で、まずは裁判官の質というのが極めて低いわけです。さらに重要なのは、裁判が行われて判決があったとしても、それを執行するというのがまた困難で、裁判をしても公平な裁判を受けられない、また裁判の結果、自分に有利な判断がされても、その執行というのができないという大変な問題を抱えています。

中国では会社法に関して、新しい法律規定が導入されました。特に株主保護のためのさまざまな規定は裁判を通じて実現されていくわけです。ところが、裁判所は本当にこの新しい法律を理解できるのかどうかという問題があります。さらに損害賠償責任というのが取締役や支配株主に対して認められたとしても、それが果たして実際に執行されていくのかどうかという問題が、今後、大きな問題として出てくるのではないかと思います。

最初の裁判官がきちんと判決を下すことができるのかどうかについては、次の最高人民法院の司法解釈というのが、一定の役割を果たします。つまり中国の裁判制度というのは、地方ごとにかなり独立しているところがあって、法律の執行の問題あるいは法律の運用が、かなり地方に依存するところがあります。そういう弊害を解消するために、最高人民法院が司法解釈を出して法律の解釈の指針を与えるのです。この最高人民法院の司法解釈が、現在、制定作業中です。いつ出るかはわかりませんが、近いうちに先ほど言ったような株主代表訴訟や、さまざまな会社法に関する法規の運用について、最高人民法院の解釈が出る予定になっています。

JICAの法整備支援は、この司法解釈の策定のところも対象にしていたわけですが、具体的な成果を得る前に、このプロジェクト自体が終わってしまいます。残念ではありますが、この司法解釈がきちんと出されることによって、地方の人民法院での法律の運用が、今後、きちんと行われるようになっていくのではないかと思います。

最後にもう1つお話しておきたいことは、上場会社における非流通株改革の問題です。先ほど申しましたように中国の上場企業は上海と深センにあります。その上場企業の70%以上が国有企業なのです。国有企業であるということは、国が保有している株式は一般には流通しないというシステムになっています。つまり中国の上場企業の株式には、一般の株主が保有する流通株と国が保有する非流通株があるのです。国が保有する

非流通株というのは国が直接保有する場合と、国が持っている集団企業が保有する場合とに分かれます。この国有株、非流通株というのは多くの場合、国の持株会社が保有している場合が多いです。これを法人株と言うのです。この法人株は非流通株になっているわけです。

中国では、この非流通株を市場に放出するという試みが 2000 年以降なされてきました。国が非流通株を 60～70% 持っているわけですが、これを市場に放出することになると、どうなるかは明確です。株式市場はクラッシュするわけです。つまり株価は大暴落するわけです。2 回ぐらいそういうことをやり、そのたびにクラッシュしてきましたから、簡単には非流通株を放出することはできないということで、2005 年から非流通株を流通株に置き換える改革が行われてきました。

どうやってやるかですが、これは株主保護というものに重点を置いています。つまり株主総会決議を行って、非流通株を流通株に置き換えるかどうかの決議をするわけです。特にこの株主総会ですが、流通株の株主だけで決議します。つまり非流通株が 70% あって、その 70% の株主が賛成すれば決議は全部通ってしまいます。それだと総会決議をする意味がないので、流通株の株主だけが集まって株主総会決議をし、なおかつ、3 分の 2 の多数決でこの決議を可決します。しかしながら、非流通株を流通株に置き換えた途端、株価が暴落する可能性があるのです。そういうことが起こると流通株の株主は損をします。ですから流通株の株主に対しては保証が与えられます。例えば 10 株持っている株主に対して、非流通株を 3 株割り当てる。日本でも株式配当というのはよく行われていましたけれども、それと同様です。株式で配当を受けることによって、非流通株が流通株になったときの損失を、割り当てられた株でカバーできるでしょうということです。

また、この非流通株を流通株にすることによって、株価が大きく下がっていったような大暴落を避けるために、この総会決議後 1 年間は非流通株の放出は行わない。そして 2 年後は発行済株式の 5% 以内、3 年後は 10% 以内という具合に、段階的に流通株の放出を行っていくということも併せて決議されています。例えばある会社について非流通株が 70% ぐらいある。その 70% が全部流通株に変わりました。それを 3 年後あるいは 4 年後に全部売ってしまうのかというと、そうではなくて、非流通株が流通株になった、この株のうちの、ある一定部分は国がそのまま継続して保有しておく。そういうことも約束されているようです。ですから、この非流通株が流通株になり、そしてそれが流通におかれると言っても、全部が全部流通されて放出されるわけではない。そういうことは配慮されているわけです。

しかし、いずれにせよ、今後数年のうちに、国有株の放出が行われるようになってくると、株式市場を軟化させる原因になる可能性があります。

中国は、ここ数年間、市場形態への道を極めて順調に歩み続けてきています。そしてその中には我々が参考とすべき点も多いわけですが、他方では、社会主義的と言った部分がまだ残っていて、この点について私たちは理解しなければいけないし、それによって中国に対する正しい認識、正しい投資ができるようになるのではないかと思います。

以上、私の報告でした。ご清聴ありがとうございました。



布井千博教授



講師と国際民商事法研修研修員・関係者

【講演 2】

アジア諸国の会社法制に関する諸問題 ----シンガポール・韓国の企業統治

名古屋大学大学院法学研究科教授
中東 正文

序

ただいまご紹介いただきました名古屋大学の中東でございます。本日はシンガポールと韓国を中心に、企業統治ないし会社法制についてお話させていただきます。

金沢でのコーポレート・ガバナンスの話題は、本日の朝刊各紙で大きく報道されましたように、石川銀行についての巨額不正融資事件の話であると思います。そこで、若干お話をさせていただきたいと思います。石川銀行の頭取が特別背任罪で捕まり、起訴され、昨日有罪判決を受けたものです。

この事件は、日本の金融機関の多くが破綻しかかり、経済危機に陥った時期に、銀行を何とか延命させようとして、いろいろな迂回融資をし、もう1回還流するようにして当面は潰れないような体裁を整えたものです。昨日の判決では、石川銀行の頭取は絶大な支配力を持った大変な実力者ということのようですが、保身目的で融資をしたのだとして、特別背任罪を構成する図利目的が存在すると認定されています。これは非常に珍しいケースです。特別背任罪という犯罪はなかなか立証されにくいという事情もありますし、また、コーポレート・ガバナンスを実現するに当たって、今日お話しする「代表訴訟」等もありますが、それ以外にこのような刑事罰による会社経営者への規律付けという方法もあり得るわけで、それが扱われた数少ないケースです。

ご関心がありましたら、質疑応答の折にでもさらにお話をさせていただければと存じますが、本題の会社法制におけるコーポレート・ガバナンスに話を戻させていただきます。私のお話は、大阪の法務省法務総合研究所での代表訴訟研究会の成果に基づくものでして、まず、この点について関係の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。とりわけ、法務総合研究所と国際民商事法センターの皆様にご感謝申し上げる次第です。もちろん、本日のお話の内容につきましては、私が全ての責任を負っております。国際協力と学術研究に資するための研究会ですので、お話できる内容が経済界でご活躍の方にとっては距離感が出てしまうかもしれません。ただ、できるだけ日本の話にも関係させながらお話ししたいと思っておりますので、最後までお付き合いいただければ幸いです。

一 企業統治と株主代表訴訟

近時、「企業統治」と「株主代表訴訟」というフレーズが注目されていますが、まずは、両者がどのような関係にあるのかを考えてみたいと思います。「企業統治」は、この頃は漢字で表現することは少なくなっており、カタカナで「コーポレート・ガバナ

ス (corporate governance)」と表現するのが一般的になっています。その中身が何かと申しますと、最も単純化しますと、「企業の健全性をいかにして確保するか」に関する会社（法）の仕組みが、「コーポレート・ガバナンス」です。企業の健全性を確保するために、会社法でもいろいろな実現方法を用意しています。大きく分けますと、①市場による経営陣による規律と、②法の実現による私人の役割という2つの観点から、経営者に規律付けを与えることが考えられています。

まず、①市場による経営陣に対する規律付けにつきましては、現に経営に携わっていらっしゃる方でしたら身近にご理解いただけたと思いますが、経営者は常日頃から各種のマーケットを意識しなければなりません。

マーケットにはいろいろありまして、分かりやすいものとしては、第一に、製造市場ないし生産市場があります。よく新聞等で、「〇〇社のマーケット・シェアは、××%である」とか、「〇〇社のマーケット・シェアは△位である」といった紹介がされますが、これは、会社の製品がどれだけ市場で用いられているかに関心が持たれているということです。経営者の側からみれば、このような競争が経営者に対して課せられていることになります。

第二に、何かを販売している会社ですと、販売市場でどれだけ売れているかが注目されます。これも先ほど述べた市場占有率、どれだけのマーケット・シェアを持っているかにも関係します。ここでも、通常、売上高がいくらかということを問題にしまして、どれだけ損を出しているかが、とにかくたくさん売れて、売上高さえ上がっていれば良い、このような見方をする場合も日本ではときどきあります。会社法的な観点からは、どれだけ儲けているか、つまり経常利益がどれくらいあるか、あるいは、どれだけの資産を使ってどれくらい儲けているかという収益率が問題です。

第三に、資金調達の市場があります。上場会社は証券市場を利用して株式を発行することによって資金を調達しますが、非上場会社にとっても、資金調達の市場が無関係な訳ではありません。会社は、金融機関から融資を受けて資金を調達することも少なくありません。会社を営んでいる限りは、資金がショートしそうなときに、銀行がどれだけ与信してくれるか、どれだけ貸してくれるかということが課題になることが避けられません。

第四に、人材の市場があります。会社を営むに当たっては、人が非常に重要な要素になります。極端な場合を考えると、倒産しそうな会社には誰も就職したくありません。会社が利益を生んで、自分は給料をきちんともらえる、このような会社に就職したいと誰しも思います。その意味で、人材をいかにリクルートできるかという点から、人材ないし労働力の市場から経営者に対して規律付けがされています。最近の若者の傾向を見ていただくと、私の教え子でもそうなのですが、ワンパーソンの社長がいて、自分の言うことを聞いてくれないと、すぐ会社を辞めてしまいます。自分の意見も取り入れてほしいと思うようです。そのような意味では、トップに対してもきちんと規律付けがなされており、暴走を許さないコーポレート・ガバナンスが構築されている会社が好まれるということになります。

最後に、会社支配市場と言われるものがあります。“market for corporate control” と私も言っているのですが、わかりやすく言えば、敵対的買収の市場です。会社をうま

く経営していなければ、上場会社ですと株価が下がります。そうすると、その会社を買収して以前よりも効率的に経営すれば、それで儲けることができます。この利益を狙って、敵対的買収者が現れる可能性があります。敵対的買収の対象になることを避けようとすれば、現経営者としては乗っ取られないように適切な収益を上げる必要があります。市場が期待する収益率を、資本コスト（capital cost）と言っていますが、これに見合うだけの収益を上げることが期待されます。これが会社支配市場による経営陣に対する規律付けです。

このような市場による規律付けに加えて、法律も一定の制度を用意して、経営者に対する規律付けを行っています。「法の実現における私人の役割」という表現をしているのですが、代表訴訟で申しますと、「私人」である株主が、会社法で経営者に求められている適切なコーポレート・ガバナンスを実現させる、そのような「法の実現」をしていくために代表訴訟を提起する、このような枠組みです。取締役が会社に対して任務懈怠の責任を負う場合には（会社法 423 条）、株主代表訴訟が認められています。さらに、代表訴訟だけではなく、会社が倒産してしまったという場合、例えばその会社の経営者が放漫経営をしていたということになりますと、その経営者は会社債権者から直接損害賠償請求を受ける可能性もあります（会社法 429 条）。このような形で、経営者は自分がいつ訴えられるかもしれないといった緊張感を持つこととなります。

二 代表訴訟と日本企業

1 代表訴訟の日本法への導入

日本における代表訴訟について簡単におさらいしまして、その上で本題であるシンガポールと韓国のお話をさせていただきたいと存じます。

代表訴訟制度が日本に導入されたのは昭和 25 年（1950）と昭和 26 年（1951）の商法改正においてです。昭和 25 年に代表訴訟を導入することが決まり、昭和 26 年の改正では、導入してもいいが濫用されるのではないかと懸念に対して、一定の歯止めがなされました。そして、これらの改正が両方セットで施行されました。

この代表訴訟ですが、母法と言いますか、参考にされたのはアメリカ法です。参考にしたという聞こえがいいのですが、当時の日本は第 2 次世界大戦に負けて、占領下にありました。財閥解体を端緒にして、会社法制の改正についても、非常に激しい折衝が行われました。そのときの法務省と GHQ/SCAP との喧嘩と言うのでしょうか、両者の間での折衝は、ものすごいものでした。

この会社法制の改正を巡る交渉は、ある意味、米国のエゴであると言えるかもしれません。というのも、当時、米国以外のどこの国でも代表訴訟という制度は設けられておらず、米国の外ではほとんど利用されていなかったからです。1950 年代に代表訴訟という制度をしっかりと確立していたのはアメリカだけなのです。にもかかわらず、なぜ日本が一般的でない制度を導入しなければならいのかという疑問もあり得たわけでして、それが後でお話するように、代表訴訟制度が導入されても、最近になるまでほとんど使

われてこなかった原因の1つかもしれないと思います。

導入するにしても、一定の理屈は必要であったはずで、どのような理屈で導入されたのかということですが、基本的には株主権の充実です。これを整理したのが、先ほどの「私人による法の実現」というフレーズです。これは東京大学名誉教授の竹内昭夫先生と田中英夫先生の共著による名著の書名に用いられている言葉です。株主権の充実としてGHQ/SCAPが重視したのは、書類閲覧謄写権でした。イリノイ州の弁護士たちがやって来て、日本の会社法制の改正にアドバイスしたわけですが、株主は会計帳簿を見せろと言え、あるいは取締役会の議事録を見せろと言えといった類の情報収集権を入れようと主張し、これについては、日本側では非常に反発が強かった部分ですが、結局は導入されることになりました。

2 わが国における利用状況

さて、こういった環境の中で代表訴訟は導入されたのですが、わが国でどれほど利用されているかについて若干お話ししたいと思います。

伝統的には、ずっと「抜かれない伝家の宝刀」と言われてきました。決定的な武器ではあるのですが、なかなか使われたいと言われており、現に、あまり使われることはありませんでした。

ところが、平成5年の商法改正によって利用が促進されました。実際にも、これを機に代表訴訟の件数が増えています。具体的に何件の提訴があるのかは正確に把握しておりませんが、年によっても違うと思いますが、おおよそ数十件の新しい訴訟が提起されていると思います。

新聞等で注目されるのは大きな会社の代表訴訟です。例えば、大和銀行で約800億円の損害賠償が認められたなどといった大きな事件が取り上げられますし、あるいは石川銀行事件でも民事賠償責任が問題になっています。石川銀行事件については、破産してしまっていますので、破産管財人が訴えを提起しているわけですが、いずれにしても取締役の責任が追及されています。もし、石川銀行が破綻していなければ、株主が訴えているでしょう。ただ、全体的には、このような上場会社の事例は例が少数派でして、むしろ中小企業の内紛でよく使われています。

中小会社で利用されている理由については後ほど申し上げますが、なぜ上場会社で少ないのかと言えば、これは非常に簡単でして、代表訴訟で原告株主が勝っても、得られたお金は会社に行くだけであるからです。巨額のお金が会社に入ったとしても、僅かの株式しか持っていない株主にとって、会社が取締役等から賠償してもらっても自分が直ちに儲かるわけではありません。余程のことがない限り、代表訴訟を提起する経済的なメリットはありません。裏返して言えば、みんなのために自分が努力しても、その成果は他の株主たちにただ乗りされるようなことはしないのが、経済的にも合理性があるということです。

他方で、中小企業においては、仲違いをした親族らが本気でぶつかり合っていますので、頻繁に使われているわけです。経済的な利益も、自分が得るものも大きいでしょうし、相対立する者に経済的負担を負わせることで、和解等を迫る材料にすることもでき

ます。

どうして急に代表訴訟の件数が増えたのかと言いますと、平成5年の商法改正によって、訴訟費用が定額になったからです。当時は8,200円の印紙を貼付するだけで、どれだけ多額の損害賠償を求める代表訴訟も提起することができるようになりました。普通の民事訴訟ですと、日本の場合、たくさんの金額を賠償請求しますと、その分だけ訴訟費用、つまり裁判所に支払う手数料が増えていく仕組みになっています。アメリカは請求額にかかわらず訴訟費用がもともと定額ですが、日本では金額をたくさん請求すると、それだけ総額が増えていきます。これを一律にしたという点で、画期的ということもできます。もちろん、理論的には原告株主が勝訴した場合に、どれだけ利益を得るかは、被告取締役からの損害賠償は会社に対してなされますので、算定できないという事情もあります。もともとこのような取扱いを認めていた裁判例もあったものですから、立法で大きく変えたというよりは、その裁判例を踏襲したという形になります。現在では、訴訟費用は1万3,000円になっています。

ただ、訴訟費用が1万円ぐらいの定額になったから皆が代表訴訟を起こす気になったかと言えば、たぶんそうではないのではないかと思います。代表訴訟を起こすときには弁護士に依頼するのが通常ですが、弁護士にいくら払うかという話になると、訴訟の手数料が1万3,000円だから、弁護士への報酬も同様にとはいきません。弁護士報酬は、例えば1億円請求しているのであれば、1億円相当の利益を求める訴訟に対する報酬をということになると思います。その限りでは、原告株主の経済的負担がとても減ったかという、そうでもないと思います。もちろん、原告株主が勝てば、会社に対して弁護士費用を求償して、会社に負担してもらうことができるのですが、勝てなかったときのリスクは株主が負わなければなりません。そういった意味では、気持の問題というか、代表訴訟のハードルが低くなったと大々的に報道もされましたので、活用してみようという心理的効果が生じたのかもしれない。

ちなみに、弁護士報酬については、私たちの研究会でも興味深い話がありました。先週、海外の方々に集まっておられセミナーが開催されたのですが、そこでダスキン事件が話題になりました。ちょうどダスキンの代表訴訟についての最高裁の決定が出ておりましたので、私たちはシンガポールや韓国の方々と議論していました。シンガポールの研究者が、「7億円も損害賠償するのであれば、弁護士費用はものすごいのではないか。これはどのようにして払ったのか、払えないじゃないか」と疑問を提起されました。というのも、シンガポールでは弁護士に頼むときは必ず着手金を払わなくてはなりません。しかも、いくら請求するならば、いくら弁護士報酬を払わなくてはいけないということが決まっているそうなのです。ですから、シンガポールの学者がその記事を見たとき、このような弁護士費用をどのように工面したのかに関心を持たれたわけですね。裏返せば、シンガポールでは弁護士費用そのものが代表訴訟の抑止機能を果たしていることになるのでしょう。

この点について、他の国々の研究者が答えたのですが、韓国の研究者は、弁護士報酬については一応の目安はある。目安はあるけれども、最後は交渉なので、最初は安い値段をもらい、後で勝ったらたくさんもらうこともできるから、別にシンガポールのような問題は生じないとおっしゃるのです。日本はどうだったかと言いますと、そのとき日

本の弁護士がいらっしゃったので、その方が尋ねられることになったのですが、「私はタイムチャージでやっているから」と、お答えになりました。つまり、多くの一般民事事件を取り扱っている弁護士たちは、着手金いくら、事件を受けるときにいくら、勝ったらいくらという報酬の決め方をするのですが、ビジネス・ローヤーたちは、勝つか負けるか、それとは無関係に、とにかく1時間働いたらいくらという形のチャージの仕方をするのが通常です。

シンガポールの研究者は、その話に興味津々で、当然、具体的に1時間でいくらだと質問をされました。みんな仲がいいので、その答えを聞いて、何時間かかりそうであるから、全部でいくらになるかを試算してみました。弁護士報酬は、このような事件で大きな問題になることがあります。この辺が上場会社ではなかなか難しいところです。弁護士報酬等が負担になるので、上場会社等ですと、僅かの持株しかない株主は、訴訟を起こしてもそれほど得になることはなく、敗訴のリスクを全て負わなければなりません。

他方、平成5年改正による代表訴訟の件数の増加は心理的効果も大きいと述べましたが、その根拠のもう1つは、いわゆる情報収集権がそれほど改善されなかったことにあります。情報収集が十分にできて、相当の証拠がないと勝つことができません。その意味で、代表訴訟制度の実効性にはやや疑問があるかもしれないと思います。現に、ダスキンは最高裁までいって原告株主が勝っているわけですが、あれも内部通報、内部告発から始まっているものですし、大和銀行のように大々的に新聞で取り上げられるなど、特別な事情でもない限り、なかなか勝てないというのが現状です。

となりますと、上場会社では取締役役に損害賠償をさせて、会社に損失を填補させるための代表訴訟が提起されているわけではなく、むしろ多額の賠償をしなければならないという形で、取締役に対する違法行為の抑止機能が重視されていると言えます。代表訴訟が提起されるという脅威を取締役に感じさせることが大事だということです。大和銀行事件では800億円を超える支払いが取締役に命じられています。普通はこれだけの金額を払える取締役などいないわけですし、会社が損害を填補するというよりは、むしろ、しっかりしていないとこうなるよ、という脅しとして機能している面が日本では強いのが現状です。

他方、中小会社ではこの使い方がもっと変わってきます。内紛が起こったことを考えていただくと非常にわかりやすいのですが、これは少数株主、少数派にとって、裁判所を活用する絶好の機会です。8,200円持って行けば、裁判所が話を聞いてくれるわけですから。ある裁判官が、「本来の使い方ではないから迷惑だ」という言い方をされているのを耳にしました。本来の使い方ではないかもしれませんが、内紛の処理の有効な手段になっているのは確かです。大体7割ぐらいがこのような閉鎖会社における内紛の事例でして、裁判所を利用する糸口になります。これまではどうしてきたかと言いますと、閉鎖会社では、オーナーが自分勝手にやっています。そこで、株主総会は開かない、取締役会も開いていない、このように会社法の建前からはあってはならない状態であることが少なくありません。株主総会は開いていないとしても、役員選任等の登記はしないといけませんので、株主総会を開催したことにする。そういう書類を作って出したりするわけです。これは当然違法ですので、そういった株主総会決議はなかった、つまり不存在である、あるいは無効であるといった形の争いがたくさん裁判所に持ち込まれまし

た。

このような訴訟が起こされ、例えば取締役を選ぶ決議が無効ということになると、つまり、オーナー社長を選ぶという取締役選任の決議が無効だということになりますと、その人は取締役ではなかったということになるので、理論的には、その人がいままで会社のためにしてきた行為の全てが本来は無効になります。あるいは、その人は根拠なく取締役としての報酬を受け取っていたことになります。このような争いがたくさん起こされていました。最後はどのような形で落ち着くかと言いますと、支配株主あるいはオーナー社長が少数株主の株式を買い取る、あるいは、会社に少数株主の株式を買い取らせるといって和解して、裁判を終えるわけです。結局、別に無効と言いたいわけでも何でもなくて、少数株主は無効と言って脅しておいて、とにかくお金が取り戻せばいい、こういう利用の仕方がされてきました。

最近はこの代表訴訟の形で、より直接的に脅威を与えようとする傾向にあります。従来のように決議が無効であることなどを武器にすることもできますが、むしろ、あなたの責任を追及する、と言ったほうがもっとわかりやすいので、とても効果的にオーナー社長に迫ることができます。もし会社の方がいらっしゃれば、こういった形での規律付けは決して一律に不当というべきではありませんので、日頃の活動に注意されると思います。

ちなみに、他の諸国ですが、ここでは米国、英連邦諸国、韓国、中国等を考えていたと思いますが、この辺については少数株主のための制度が別途用意されており、そちらでうまく機能していくのが通常です。少し戻って申し訳ありませんが、上場会社においては証券規制で十分に規制がされています。米国ではクラスアクション（株主集団訴訟）が可能です。昭和25年の改正のときに GHQ/SCAP が日本に入れたかったのは、本当はともクラスアクションだったみたいです。しかし、日本側はそれを理解することができず、「法定訴訟担当」と言いますが、債権者代位権と同じように、別の形のものとして整理したという経緯があります。後で申し上げますように、韓国では証券集団訴訟が非常に便利になっています。

三 代表訴訟の期限と発展

1 米国

代表訴訟の起源と発展を見るに当たっては、回り道ですが米国から見ていく必要があります。と申しますのも、米国が最初に代表訴訟制度を発展させてきたからです。もともとは英国の発想に近いのですが、英国では著名な裁判所の判決で代表訴訟が活用されない形になり、他方で、米国で発達してきたということになります。米国においては裁判において、不利益を被ったと主張する株主は、次の2種類の裁判を選択して、あるいは一緒に起こすことになります。

1つは直接訴訟（direct action）と言われるものです。もう1つは派生訴訟（derivative action）というもので、日本流に言えば代表訴訟です。直接訴訟と派生訴訟の区分を、

アメリカでは非常に大切にしております。違いの根本は、直接訴訟は株主が取締役のある行為によって直接損害を被ったという場合です。例えば、取締役が計算書類あるいは財務諸表に虚偽の記載をしたために、それを見た人が株を買って株主になったという場合、そんな虚偽はいけなではないか、そのために損をしたではないかという損害賠償請求をするのが直接訴訟です。つまり、会社に一旦は損害があるのではなくて、会社を経由せずに株主が直接損害を被っている場合です。それ故、直接訴訟と言っていますし、しかも、自分自身の問題として取締役を訴える形になります。日本で言えば不法行為とか、取締役の第三者に対する責任になります。

他方、もう1つの派生訴訟、つまり代表訴訟は、基本的に取締役が何らかの任務懈怠をしたために会社に損害を与え、その結果、株主も損をしたというものです。このような場合、任務懈怠があったとされる取締役が、株主に直接お金を渡さなくても、会社に損害を填補すれば、株主としては満足するはずで、そのような意味で、会社に一旦は損害が生じ、その結果株主が損害を被ったという間接的な損害が生じることになります。こういった損害を回復するためには、代表訴訟を起こし、取締役に対して会社に損害を填補するようにと求めることになります。そうすると会社は元どおりになるので、原告株主としても、会社が元どおりになった以上、株主としての損害はなくなっているはずで、この派生訴訟ないし代表訴訟ですが、米国では会社の利益を一株主が代表することができます。布井先生のお話にもありましたが、1株でも株を持っていれば代表訴訟を提起することができます。これを我々は単独株主権と呼んでいますが、衡平法のシステムを取っている以上は、ある意味当然と言えば当然です。

衡平法とは equity、つまりバランスのほうの衡平を使うのですが、公の平の公平で考えたほうがわかりやすいかもしれません。裁判所が大きな裁量を持っておりまして、適切と考える救済を何で与えても良いという司法の伝統があります。これが基本的に英米法の考え方です。日本は法律を何でも書いていきますが、英米法では、条文に規定されていないことがあっても、衡平の観点からこの事例については救済すべきであるからという理由で、裁判所は何でも命令等を出すことができるわけです。どのような命令を出すか、例えば損害賠償をしなさい、会社を解散してしまいなさいといった命令の選択肢も裁判所に裁量があるあります。ただ、あなたは僅かの株式しか持っていないから駄目です、何株以上の人であれば助けますが、何株しか持っていない人は助けませんという区切りはできません。つまり、判例法で発展してきた国においては、すべての権利で単独株主権なのです。1株でも持っていれば、すべての権利を行使することができる、このような形にせざるを得ないという宿命があります。

なお、訴訟委員会 (litigation committee) についてですが、米国で非常に発達した制度です。米国でこの訴訟委員会という仕組みが 1980 年代にかなりうまく使われるようになったので、いま代表訴訟があまり使われなくなっているというお話をしたいと思います。にもかかわらず、米国を見習って、他の国々が競って代表訴訟を法律に入れていく様子にあるというのが現状です。訴訟委員会は、通常取締役会の中に作られまして、会社から独立した人たちによって構成されます。どのように使われるかを株主が代表訴訟を提起する場合を念頭にお話したいと思うのですが、原告株主は、まず会社に対して提訴請求をします。会社に対して、この悪いことをやった取締役を訴えなさいという提

訴請求をします。この点は、日本も同じです。

これに対して会社がどう応じるかと言いますと、特別委員会を招集します。特別委員会は、できるだけ独立した人で構成しておきます。ところが、訴訟委員会の結論は提訴請求前から見えておりまして、通常は提訴請求を却下します。というのも、独立と言っても、結局アメリカの会社の経営者たちは仲良しクラブに参加していることが多くて、特別委員会の委員にもクラブ仲間を集めることになりますから、提訴請求を却下するのです。裁判所にいくとどうなるかと言いますと、裁判所としては、独立した人たちが原告株主の提訴請求は独立委員会で拒否されたという事実を重く受け止めます。そうなりますと、独立委員会の考えを押してまで、なお原告株主に原告適格を与えるかということ、これはなかなか難しいことになります。結局、原告株主は負けることになりまして、負けるぐらいだったら提訴請求をする意味がないということで、結局あまり使われなくなっています。

そこで、一時期少し流行ったのは、次のような方法です。本来、手順としては会社に対して提訴請求をするのですが、先ほど述べましたように、提訴請求をすると訴訟委員会で却下され、そのあとも裁判所では勝てません。なぜか、ということがさらに考えられるようになりました。なぜかと言いますと、つまり会社に提訴請求するということは、委員会の独立性について信頼していることだと受け取られるからです。本来であれば最も争点にできるのは委員会の独立性ですが、会社に対して提訴請求しているということは、委員会の判断に委ねます、あるいは委員会の独立性については、原告株主はあまり疑問を感じていない、このようなメッセージを意味します。そこで、最終的には独立委員会に引き取られるような事例であれば、最初からルールを無視して、会社には提訴請求をせずに、いきなり取締役を訴える、このような形になったりもしています。

そうすると、また複雑になってくるわけですが、裁判所としてはいきなり来られても困ってしまう。アメリカの裁判所も困って、なかなか勝てないということになります。このように米国では、日本の母法でありながら、あるいはシンガポールも間接的には母法になりますし、韓国でもそうですが、母法たる米国ではあまり使われなくなっており、むしろ別の救済手段への系統が生じていっているわけです。

2 英国と英連邦諸国

2 番目は英国と英連邦諸国（Commonwealth）の話です。シンガポールも英連邦諸国の一端をなしています。最初の赤いポツですが、英国では 1843 年に Foss 対 Harbottle 事件----英米法では誰々さんと誰々さんが戦ったという表記をしますが----、この事件で代表訴訟を非常に制約するような判決がなされました。つまり、株主は会社の権利を行使することができないというわけです。取締役は会社に対して義務を負っているわけですから、義務違反の責任については会社に対して負う、損害賠償責任も会社に対して負います。そこで、会社の株主は会社の権利を代表する権限を有しないと考えられたわけです。ただ、例外がいくつか認められていて、その 1 つが、株主総会で特定の株主に対して提訴権限が与えられた場合で、これが例外だと言うのです。しかし、支配株主が悪いことをしている場合、少数株主が何とか是正したい、代表訴訟を起こすという場合、

株主総会で、「私に代表訴訟を起こさせて」、と言っても、悪いことをしている支配株主は、「そんな駄目ですよ」、と言うわけですから、結局、少数株主の救済策としては機能しないことになります。

そうすると、少数株主はどのような形で保護されてきたのだろうかということになりますが、英語では Oppression Remedy というシステムが確立しています。日本語に訳し方がなかったのですが、Oppression とは少数株主等に抑圧がなされている、支配株主から抑圧がなされている、その場合の Remedy（救済手段）であるということです。これは 1948 年にイギリスの会社法で明文化され、それが 2006 年に制定された現在の会社法にもずっと引き継がれてきています。

中身ですが、先ほど、英国は衡平法の国であると申し上げましたが、裁判所は適切と考える救済手段を何でも出すことができます。例えば、ある行為を差し止めよと、裁判所は相当の裁量をもって命じることができます。シンガポール会社法の第 226 条に規定がありますので、そちらでお話させていただきますが、例えば、差し止め請求ができます。あるいは、ある取引が無効だという命令ができます。また、今後の会社の行為について一定の制限を課すといった命令を出すこともできますし、悪いことをしている株主がいる場合、その人との関係あるいは会社との関係で、株を買い取ってもらうという救済手段があります。抑圧されている少数株主は支配株主に対して、あるいは会社に対して株を買い取るようにとの命令を裁判所は発することができるのです。

他方、少数株主にお金があれば、多数株主に対して、お前が持っている分をこちらによこせと、少数株主に買い取らせるという形の救済を命じることができます。そして、もし多数株主や会社が買取に必要な資金を有していないということであれば、会社を解散させる、このような権限も裁判所は持っています。この英国の Foss 対 Harbottle の事件に、英連邦諸国はみんな影響を受けてきました。カナダでもそうですし、シンガポールでもそうですし、オーストラリアでもそうで、みんな影響を受けてきています。しかし、先ほど述べたように、どの国も Oppression Remedy、抑圧に対する救済を持っていますので、そちらでずっと対応してきたわけです。

次に、代表訴訟制度の普及についてお話をさせていただきます。先ほど述べましたように、ある程度発達したのは米国でして、これを早い段階で取り入れたのが日本です。これを世界に広めたのは OECD のレポートでして、“Principles of Corporate Governance”（コーポレート・ガバナンスの原則）という報告書が 2004 年に出されています。これを機に、ヨーロッパでも相当部分の立法がなされました。先ほどいろいろな国のタイプがあると申しましたが、制定法主義（civil law system）、何でも制定法で決めていくという国があります。英国のように、制定法で決めなくとも裁判所が equity で何でもできていくという国があると申しましたが、これとは逆に、制定法主義の国々には、韓国、中国、ドイツ、もちろん私たち日本も含まれています。韓国についてはこの後お話ししますし、中国については、時間がありましたら布井先生にもう 1 回ご登壇いただくことになっています。ドイツについては、2005 年の株式法の改正で、株主代表訴訟が導入されました。

他方、判例法主義（common law system）の国にはカナダ、シンガポール、英国等がありますが、いずれも制定法で代表訴訟を導入することになりました。カナダでは 1985

年に、シンガポールでは 1993 年に、英国では 2006 年にそれぞれ代表訴訟を制定法で入れています。冒頭に布井先生から、日本が法整備についての協力をさせていただいているという話がありましたが、いろいろな国からいらっしゃっている皆さんに、日本と一緒に智慧を出し合おうと思っていただけるのは、1 つには日本法の性格にもよるのかなと思います。もちろん、アジアの友達という意識を我々は強く持っていますし、それだけではなく、我々は元来制定法主義の国であり、アジアの皆さんの国と同じなのです。しかし、アメリカ法を随分取り入れている、つまり、common law の国のシステムをどんどん取り込んでいるのです。そういった法継受に比較的成功的なところもありますので、この辺の経験を活かしながら一緒に考えていこうという形になっているのだと思います。

代表訴訟がいろいろな国で入ることになったわけですが、どうしてなのでしょう。実のところ、これはよくわかりません。ただ、2 つの機能があることだけはもう 1 回確認しておきたいと思います。つまり、第 1 に会社の損失を補填させるという機能です。もう 1 つは、補填はできないにせよ、取締役等に緊張感を持たせるという牽制機能です。これらの各々にどの程度の比重を置いていくかは各国の姿勢によると思います。

四 アジア太平洋諸国における代表訴訟制度

1 カナダ

アジア太平洋諸国において、代表訴訟が展開していく様子についてご紹介いたします。本題はシンガポールと韓国ですが、まずカナダからお話させてください。と申しますのも、シンガポール法はカナダ法を導入しているからです。カナダは非常におもしろい国でして、イギリスから独立したのは比較的早いのですが、おおよそ 1960 年代までは、カナダの最高裁判所はイギリスの最高裁判所でした。つまり、カナダで裁判があつて、カナダの最高裁の判断に納得できない場合はイギリスの裁判所に行けたのです。そのような制度が 1960 年代までありました。ある意味非常に不思議な国です。ご存じのように、いまでもカナダのドル紙幣はエリザベス女王の絵が入っていたりします。余談になりますが、昔はカナダドルが非常に安くて、米ドルは高かったですよね。私はカナダが大好きでカナダ法の専門ですからよくカナダに行くのですが、1 セントや 10 セントをたくさん集めてきまして、それをアメリカに持って行くとうなるのか、などと想像していたりもししていました。ほとんど見分けがつかないので、もし使えば儲かるのかもしれない。もっとも、いまは大体同じぐらいなので、そういうことをする人もいないでしょうが、カナダに行くと、ときどきお釣りにアメリカのペニーが混じっていたりと、いろいろあつたりします。

いずれにしても、カナダは 1985 年のカナダ事業会社法というもので代表訴訟を導入しましたが、これが象徴的な出来事です。カナダには 10 の州（プロヴィンス）と、3 つの準州（テリトリー）があつて、さらに連邦法という 14 個の会社法があります。カナダ事業会社法、我々は CBCA（Canada Business Corporation Act）と言っていますが、こ

れは連邦会社法です。1975年にディカーソンという人が中心になって作成されたレポートに基づき、根本的に改正されたものです。ここで代表訴訟が取り入れられています。ここでの特徴的なところは、提訴できる者、つまり原告適格を有する者は株主に限られていない点です。債権者であっても、裁判所が、この人は代表訴訟を起こしても良いと認めれば、その人も代表訴訟を起こすことができます。債権者が裁判所の許可を得れば、代表訴訟を起こして、取締役等に会社の損害を回復させるべく、賠償させることができます。また、被告についても、これも布井先生のお話で一部ありましたが、取締役等に限られておりませんで、あらゆる者が対象になる可能性があります。これは米国と同じです。ただ、あまり濫用されないようにということで、提訴については裁判所の許可が必要とされています。こういった制度枠組を持っているのですが、不思議なことに、実際にはほとんど使われておりません。

なぜかと言いますと、1つは先ほど述べた Oppression Remedy、抑圧されている場合の救済手段が非常に便利で、十二分に活用されているからです。もう1つは、使い勝手の問題として、便利な Oppression Remedy と比べると手続が煩雑で、かつ時間もかかってしまうという問題があるからです。代表訴訟ですと、まずは裁判所の許可がないと、そもそも訴え自体が起こせないわけですので、どうしても訴訟が2段階になります。これに対して Oppression Remedy の場合はいきなり起こせますから、そこが違うと考えられています。ここでご確認いただきたいのは、カナダではあまり使われていない制度だということでもあります。このような状況にあるカナダの代表訴訟制度をシンガポールは参考にして、自らの会社法に取り入れたのです。

2 シンガポール

シンガポールは1993年の会社法改正で取り入れています。このときは1985年のカナダ事業会社法(CBCA)が取り入れたことが明確に謳われています。2つの疑問があるのですが、その1つは、使われていない制度をどうして導入したのかということです。もう1つは、濫訴がされるという懸念が当時シンガポールでも持たれていたもので、それについてはどう処理したのかということです。ちなみに、数は多くありませんが、シンガポールでは活用されつつありまして、現に裁判例も出ているところです。

この中身ですが、カナダと同様に、裁判所の許可が必要です。原告も株主に限られることはありません。ただし、例えば債権者が代表訴訟を提起する場合、裁判所の許可が必要です。シンガポールの学者によると、債権者の場合は、許可されることはそう多くはないのではないかとのことでした。被告も取締役等に限られませんので、それ以外の者も訴えられる可能性があり、中国法に関してもお話がありましたように、支配株主が訴えられる可能性もあるということです。もし、日本で事業をされていてシンガポール、あるいは中国に進出しようと思っている方は是非ご深慮いただきたいのですが、代表訴訟の対象が取締役等に限られず、支配株主にも及ぶ可能性があるということになりますと、現地法人をシンガポールあるいは中国につくるとき、場合によっては日本の親会社も訴えられる可能性があるということです。少なくとも中国法、シンガポール法の実体法(substantial law)の問題としては起こり得ることになります。この辺は是非お考え

いただくと思います。

ただ、このようなことも、確かに法制度上は可能ですが、実際にできるかという話になると、国際私法の問題から言いますと、確かにシンガポール法ではそうなっている、中国法ではそうなっているわけですが、どこで訴えるかにもよることになりそうです。つまり、シンガポールで訴えるのか、日本で訴えるのかによっても違うのですが、シンガポール法を適用するのかという問題があります。あるいは、日本法を適用するのではないかという問題がありまして、これはどの実体法を使うかということでして、まさに国際私法の問題、抵触法（conflict of laws; choice of law）の問題が生じるということで、直ちに危ないというわけではないことを申し上げておきます。

もう1つは、英国でも完全親会社の責任を容易に認める傾向が薄まってきています。英国の2006年改正前は、親子会社関係がある場合、かつ100%親子会社関係にある場合、100%子会社の債権者---不法行為債権者を含まない契約上の債権者---は、完全親会社に対しても契約上の債務履行を請求できる、このような仕組みになっていました。しかし、2006年の大改正のときに、そのような仕組みに対して経済界からの批判が非常に強く、その制度は消えてなくなりました。その意味で、親会社の責任が認められにくくなる傾向にもあります。ちなみに、親会社ないし支配株主の責任は非常に難しく、MBO等でファンドを訴える場合でも非常に大変な問題が生じているところです。

シンガポールでは、株主代表訴訟を、上場会社には利用することができません。これは会社法でそのように定められており、非上場会社に限って、株主代表訴訟が認められています。なぜかということですが、シンガポールでは、次のように考えられたということのようです。つまり、上場会社については、先ほど述べた市場からの規律が及んでいるから、とりわけ資本市場からの規律が及んでいるからであるとされており、リチャード・フーという有名な博士がいらっしゃるのですが、この方が国会の審議において証券取引上などの規律で十分であると主張をされました。もし株主が不満なら、市場で株を売ればいいではないか、ということを説明されたとのこと。そのため、上場会社を代表訴訟から除外する法律が出来上がったようです。ちなみに、嫌な株主は市場で株を売ればいいではないかということについては、同じような発想が株式買取請求権（appraisal remedy）の場面で問題になります。

つまり、会社が合併等の基本的な変更、基礎的な変更をするときに、反対の株主には株式買取請求権を与えるのですが、その場合に市場価格があるとき、上場会社であれば、そのような権利は認めなくてもいいのではないかという議論があります。米国の主要な州ではデラウェアなどはそのような傾向が強い。他方で、米国の“Model Business Corporation Act”（模範事業会社法）の第4版が今年の初めに出了たのですが、そこではマーケットがあるからもう買取請求権を認めなくて良いといった発想はかなり制限されています。

また、シンガポールで、それほど心配しなくていいと言う理由の1つとして挙げられていることに、法制度が柔軟であるという特性があります。つまり、議会にしても証券取引所にしても、ルールを非常に柔軟にどんどん変えていくのです。ルールを変える国はよくあるわけですし、例えば、オリンピックでも日本の選手が水泳で強くなると、いつの間にか水泳のルールが変わっていて、日本選手は勝てなくなるとか、そのような

ことが結構いろいろあつたりしますが、法律の世界でもそのようなことがあります。どのように柔軟かと言いますと、シンガポールでは国会議員 90 何人かのうち、3 人ぐらいを除いてみんな与党ですから、こうすると決めたらそれが通ってしまうわけです。

柔軟にやっていく動機というか、柔軟にできる仕組みだといっても、実際にするかどうかは動機があるかどうかです。それはシンガポールの人たちのメンタリティでして、どういうことかと言いますと、4Ms (フォーエムズ) という言い方があるそうで、4Ms ですから 4 つの M です。"Make Money, Make Money" お金を儲けるためなら何だって変えていく、こういうことです。これが最近だんだんエスカレートしていて、いまでは 5Ms と言われているようです。"Make Money, Make More Money" ということで、「金を儲ける、金を儲ける」がこれまででしたが、最近は「金を儲ける、儲けたらもっと儲ける」で、このように M が 5 つになっています。政府の方針もそうですし、人々もそうであるとのこと。冗談のようにも思えますが、もしそれが本当であるとすれば、適時に適切な法改正が柔軟にできるという面があります。

シンガポールから来てくださった研究者に、シンガポール航空の評判がすごく良いので、「シンガポール航空って、どうしてあれほど評判がいいんですか。キャビン・アテンダントはものすごく親切だけど、どうして親切にしてくれるんですか。シンガポールの方は親切だからですか」と聞いたところ、彼が何と言ったかと言いますと、「金だ」と。つまり、人に優しくしているキャビン・アテンダントには、この人が頑張っているということが経営陣に報告される仕組みになっているらしく、そのため一生懸命サービスするというのです。それを聞いて、シンガポールの人にニコッとされても素直に考えていいのかどうか、ちょっと心配になりました。ただ、来てくださった研究者は非常に親切で、私たちが去年伺った際にも、貴重な時間を割いて下さり、また、いろいろご馳走して下さいましたのですが、それは別に何か得をしようと思つてのことではないと思います。

最後に、シンガポールにおける代表訴訟制度と、Oppression Remedy、伝統的な抑圧からの救済との関係についてです。代表訴訟の特徴について、このような表現がされることがあります。つまり、代表訴訟、とりわけ、閉鎖会社を考えてください。A と B の 2 人が株主の会社があります。A は 60 % の株を持っていて、B は 40 % の株を持っている少数株主です。A が悪いことをしている場合、このときに代表訴訟を起こして A に損害賠償させても、A は会社にお金を渡すわけですから、言ってみれば、自分の右ポケットにある個人資産を、自分の左ポケットである会社に移しただけにすぎません。そのような形になるという限界があると言っています。これに対して Oppression Remedy ですと、株を買い取れとか、あるいは解散させよという多様な救済方法が可能です。A は、いずれのポケットからはともかく、B に対価を支払わなければならなくなります。

他方で、Oppression Remedy は上場会社に使いにくいという事情があります。例えば、大きな上場会社を考えていただくとわかりやすいのですが、1 株しか持っていない株主が、自分は抑圧されているとはなかなか認めてもらえません。普段から競っている人たちの間で争いが生じているからこそ、抑圧されているという状態が生まれます。そうすると、上場会社にこそ制定法上の代表訴訟が必要なはずであるのに、先ほど述べましたように、シンガポールではなぜか上場会社については利用できないという現状がありま

す。その後シンガポールでは、いろいろな選択肢があるほどいいということが言われるようになって、一定の議論もあるようです。

3 韓国

次に、韓国の代表訴訟制度についてお話させていただきます。まず、韓国法の歴史についてですが、もともと日本と韓国は一体として国をなしていましたので、敗戦するまでは日本法がそのまま韓国で使われておりました。実は、その後も米国からの示唆により、韓国においてはしばらく日本法を使おうということになったようです。結局、1962年まで韓国では日本法が使われていました。代表訴訟制度については、日本では1950年に導入されていますが、それが反射的に韓国で導入されたということになりました。ただ、韓国独自の法律として代表訴訟を入れたのは、1962年の会社法の制定です。制定と言いますと、かなり独自路線でいったのかというとそうではなく、若干の違いはありますが、基本的には日本法をそのまま継受したものであります。特徴としては、次の2点を申し述べたいと思います。

1つ目は財閥の存在で、これはよくご存じのところだと思いますが、韓国には財閥が存在しています。もう1つは市民団体で、非常にアクティブな市民団体がございます。日本でも株主オンブズマンなどがありますが、それよりもっと活動的な市民団体があるのです。興味深いのは、この2つが微妙な関係にあるように私自身は理解しております。つまり、本来の姿であれば、財閥と市民団体は相対立するものです。財閥が財を独占しているのは許せない、かつ政治上も非常に力を持っているから、そんなことは許せないということで市民団体は反発する、これが本来の姿であると思います。実際、韓国でも財閥と市民団体が適度な緊張関係を保ってきました。韓国では先頃、新しい大統領候補が選任されましたが、その人は財閥に非常にゆかりのある人です。財閥に対する規制の気運が少し高まっていたのですが、それはもう実現しないだろうとされています。

他方、市民団体の活動に熱心だった弁護士とか、経済学の研究者といった人たちは、市民団体での活動を梃子にして政治の世界に乗り込み、国会議員になるという動きがどんどん出てきたそうです。そうすると、市民団体を経て国会議員になり、市民団体のために頑張るならいいのですが、そうではなく、市民団体そのものが、どうも政治家になるためのプロセスのように国民が思い始めていて、結局それは財界と政治が一体になって活動しているのではないかという形で見られることもあるようです。市民団体に対するイメージが少し変わってきているということでしょう。

ただ、市民団体の果たした役割も大きいわけですし、代表訴訟の関係でもいろいろな改善策を提案しています。のみならず、韓国での最初の代表訴訟は1998年に起こっているのですが、これを提起したのも市民団体です。先ほど申しましたように、代表訴訟とは自分自身が儲かる制度ではなく、みんなのために自分が頑張る制度ですが、それもこのような市民団体であってこそ実行することができたと思います。これは日本でも同じような現象になっています。このような経験を生かして、その後も法改正についていろいろ提言をしてきていますが、このことは先ほど述べました。

代表訴訟の基本構造についても、日本法とほぼ同じです。最大の違いは、少数株主権

であるということです。つまり、日本では1株でも持っていれば代表訴訟を起こせますが、韓国では、一定の株を持っていないと代表訴訟は起こせないことになっています。具体的には、非上場会社では1/100以上の株を持っていないといけない、これは会社法で定められています。上場会社については、1/10000以上の株を持っていないといけない、これも証券取引法で定められています。ただ、上場会社の1/10000の株はなかなか持つことはできません。随分と資産家の株主が集まらなければ、持株要件を満たすことが難しいのが現状です。そのようなこともあって、証券取引法上、証券集団訴訟が非常に充実していて、そちらがよく使われているというのが現状です。まさに、この点が日本では欠けている点ですので、わが国の立法の検討にあたっても、非常に参考になるところです。

五 結語

いままで見ていただいたように、どの国でも考え方の基本には共通したものがございします。かつ、取締役がどのようなことをすべきか、これはどこの国でも同じです。事実認定が正しければですが、石川銀行の頭取のようなことはやってはいけないわけです。何をやってはいけないかということは、どの国でも大体同じです。違うのは、こういうことをしなさいと法が命じたことを守っていない場合に、それをどのように守らせるかという規律付けの方法です。日本は代表訴訟をたくさん使っていますし、シンガポールやカナダはOppression Remedyを活用していますし、韓国では証券集団訴訟を使っています。このようにいろいろなやり方があるのです。ただ、いずれにしても、経営陣としては良心に照らして後ろめたいことはしない、ということが重要です。

この点、会社法について1点申し上げたいのですが、日本の会社法は選択肢が非常に多様化しております。一定の手続を踏めば何をやってもいいのかというと、それはそうではない。例えば、閉鎖会社で90%を持っているオーナーが、10%を持っている煩わしい人を何とか追い出したいという場合を考えると、手続的には会社法の中にできる手続がたくさんあります。ですが、本当にそれをやっていいかというのはまた別の問題です。ただ、最近の判例を見ていると、やっていいことを含意する裁判例が出始めていて、先が心配ではあります。としても、何でも多数決でできるわけではないということをご確認下さい。

また、選択肢について先ほどの例で申しますと、10%の少数株主に出て行けというとき、いくつか方法が考えられます。今いちばん流行っているのは、MBO (Management Buyout) でもよく使われているのですが、全部取得条項付種類株式です。詳しい話は省略させていただきます。2つ目は、会社法では合併等の際の対価が柔軟化されましたので、少数株主に株ではなく現金を払って出て行ってもらい、このような方法も選択肢になりました。

3つ目は昔からできたことですが、株式を併合するという方法です (reverse stock split)。株式併合とは、2株を1株にするように、多数の株式を少数にまとめ直すものです。例えば、90%を持っている株主の場合、その人がちょうど1株になるように併合すれば、

残りの 10 %の株を持っている人は 0.何株になってしまいます。会社法では、端数は現金で処理されることになっていまして、少数株主は現金を受け取って会社から出て行かなければなりません。この株式併合をモックという会社が行ったのですが、株式併合を使いますと、他の 2 つの方法と違い、反対する株主、つまり 10 %の少数株主には株式買取請求権が与えられません。先ほど申しましたように、3 つ以上の方法があるのですが、株式併合を用いると、株主に救済手段である株式買取請求権を与えないことになります。この状況を誰の立場から見るかですが、経営者から見れば、少数株主に救済手段を与えない方法を選びたいと思います。しかし、法律家として見ると、救済策が与えられる手続があるのに、与えられない手続をしたということは、やはりまずいということになります。同じ目的を達成する手段が複数あるのに、あえて少数株主の保護が手薄になるような方法を選ぶのは不公正であると考えられます。このように、会社法に手続が備わっているからといって、当然にそれを自由自在に使ってよいということにはならず、見識のある活用が必要です。実質をしっかりと見据えて、不公正な取引はしないということです。

このような発想が、今日お話してきましたように、代表訴訟がもともとは equity、衡平法に由来してきているものであるということにつながります。つまり、不公正なことはさせないという理念から発展してきたものです。そのような意味で、日本では代表訴訟という裁判所の役割を明確にした形の救済方法が予定されていますが、取締役の職務執行においては、実質的に見て不公正な取引はしないことが肝要であることを理解していただくことができます。私に与えられた時間にちょうどなりました。ご清聴どうもありがとうございました。



中東正文教授

発行日：平成20年7月31日
発行者：財団法人国際民商事法センター
事務局長 小林 清則

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館
TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社
代表取締役 鈴木 恵美

〒104-0043 東京都中央区湊2丁目16番26号
TEL 03 (3552) 3566 (代)